

平成28年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開会 平成28年9月21日(水)

閉会 平成28年9月21日(水)

仁木町議会

平成28年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成28年9月21日(水曜日)午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 報告第3号 議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告) |
| 日程第9 | 一般質問
本町の稲作農業と効率的な農地の活用について(野崎明廣議員)
北海道横断自動車道(倶知安余市道路)の整備に伴う本町の将来ビジョンについて(佐藤秀教議員)
手話言語に関する取組みの推進について(住吉英子議員)
防災対策について(上村智恵子議員)
町営プールについて(上村智恵子議員)
ふるさと納税について(嶋田 茂議員) |
| 日程第10 | 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第2号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第3号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第4号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第5号 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第6号 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第7号 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第8号 仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 発委第1号 仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定 |
| 日程第19 | 同意第1号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第21 | 意見案第8号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書 |
| 日程第22 | 意見案第9号 無年金者対策の推進を求める意見書 |
| 日程第23 | 意見案第10号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書 |
| 日程第24 | 意見案第11号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書 |
| 日程第25 | 議員の派遣 |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

平成28年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成28年9月21日（水） 午前 9時30分
 閉 会 平成28年9月21日（水） 午後 4時54分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

早退議員（1名）

7 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成28年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月9日金曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告3件、議案8件、発委1件、同意1件、意見書5件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、5人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題として報告を受けます。日程第8の議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づく中間報告を行うものでございます。日程第9・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、住吉議員1件、上村議員2件、嶋田議員1件の順でございます。日程第10から第13の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、平成27年度各会計決算特別委員会。委員数は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員7名でございます。日程第14から第16の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第17の条例改正については、即決審議をお願いいたします。日程第18の規則改正については、即決審議をお願いいたします。日程第19の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第20から第24の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第25・議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。日程第26・委員会の閉会中の継続審査、日程第27・委員会の閉会中の所

管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成28年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日、9月21日水曜日。会期は、開会が9月21日水曜日、閉会が9月23日金曜日の3日間といたします。なお、9月22日は休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月21日から9月23日までの3日間をしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、9月21日から9月23日までの3日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき、9月22日を休会にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月22日を休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4「諸般の報告」を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、平成28年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに平成28年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要についてご報告をいただくことになっております。

次に、6月27日開催の平成28年第2回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。7月5日には、札幌市で開催の北海道町村議会議員研修会に参加し、スーパー公務員と称された立正大学客員教授 高野誠鮮先生と、東京新聞・中日新聞論説副主幹でジャーナリストとしても活躍されている長谷川幸洋先生の講演を拝聴してまいりました。高野先生は「ひとを動かし、まちを動かす」をテーマに、自身が石川県羽咋市職員だった当時、過疎高齢化のため人口が半分にまで落ち込んだ神子原地区を米のブランド化などにより、わずか4年間で立ち直らせた取組みなど、大変参考となる講演を拝聴いたしま

した。第2部の長谷川先生からは「日本の行方～政局・政治展望」をテーマに、世界の立場から見た日本の現状や外交とは何なのか、中国やアメリカとの関係、憲法改正に至るまでテレビでもお馴染みの痛快な論調で大いに会場を沸かせました。

8月24日には、本町の町民センターを会場に後志町村議会議員研修会が開催されました。研修では、北海道新聞社報道センター部次長の山下幸紀氏を迎え、『改革』時代のその後～永田町と地方の静かな政治』をテーマに講演を拝聴いたしました。当日は、後志管内の各町村から200名以上の議員や職員が来場され、会場内の一部では仁木町観光協会並びに商工会のご協力により、本町の特産品の販売も行われたことで仁木町を大いにPRすることができました。ご協力いただきました仁木町観光協会並びに仁木町商工会の皆さまに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。また、研修会場の準備などにご協力をいただきました町職員並びに町教育委員会職員の皆さまにも、重ねてお礼を申し上げます。

9月15日には、平成28年度仁木町敬老会に出席してまいりました。出席者の皆さまには、議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝とこれからもご健康でご長寿を重ねられますようお祝いの言葉を申し上げてまいりました。

続いて、北後志衛生施設組合議会並びに北後志消防組合議会の開催状況について報告します。北後志衛生施設組合、北後志消防組合議会定例会が7月7日に招集され、出席してまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合臨時会が8月29日に招集され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、中西代表監査委員から、平成28年度第1回定例監査の概要について、ご報告をお願いいたします。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）改めまして、おはようございます。

それでは、平成28年度第1回定例監査報告書の概要について、報告をいたします。

諸般の報告の11ページでございます。まず、第1、監査の概要でございます。監査の実施日につきましては、8月の29日から31日までの3日間でございます。2番目でございます。監査の対象でございます。(1)といたしまして、嘱託職員及び臨時職員の雇用状況についてでございます。(2)時間外勤務手当の支給状況についてでございます。3番監査の方法並びに、4番の監査結果の区分については、報告書に記載のとおりでございますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、13ページにまいります。第2、監査の内容でございます。1番、嘱託職員及び臨時職員の雇用状況についてでございます。(1)といたしまして嘱託職員、(2)といたしまして臨時職員、13ページの中段になりますけれども、表でございます。正規職員人数と嘱託職員及び臨時職員の人数は表1に記載をいたしております。後程、内容についてはご高覧を賜りたいと存じます。

次に、14ページでございます。2、時間外勤務手当の支給状況についてでございます。内容につきましては時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿により勤務を命じられた職員に対し、実際に勤務した時間に対して、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の給与に関する規則の規定に基づき、時間外勤務手当等を支給しているものでございます。なお、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給状況につきましては、時間外勤務手当等の状況と

ということで表2、それから次の平成28年の4月から7月までの時間外勤務等の状況については表3で示しております。表3のものの中には、参議院議員選挙分を除いております。下段の部分になります時間外勤務手当の支給状況については、過去の定例監査において指摘・指導を行ってきたところであり、現在までに、これらについては改善報告を受けているものでございます。しかし、検討事項であった恒常的に時間外勤務を行っている職員に対する業務改善については、未だに改善されておらず、特定の職員が断続的に時間外勤務を行っていることから、1か月30時間以上の超過勤務を行っている職員を対象に健康状態や業務改善に向けた方策などについて、聞き取りを行ったところでございます。

次に、15ページでございます。第3でございます。監査の結果（指摘・指導・検討事項）についてでございます。(1)の嘱託職員及び臨時職員の雇用状況につきましては、指摘事項、指導事項、検討事項はございませんでした。今後も効率的な住民サービスの提供に努めるため、嘱託職員・臨時職員は、条例・規則等に基づいた適切な任用と効率的な配置が望まれるものでございます。

次、(2)でございます。時間外勤務手当の支給状況についてであります。指摘事項につきましては、ありませんでした。指導事項でございます。時間外勤務等命令簿において、命令年月日や命令時間の訂正に対し、受令者しか訂正印を押していないものがございました。それから、命令年月日や命令時間の訂正は、勤務命令者と受令者双方が確認の上で訂正されるのが妥当であると考えられますので、適正に取扱う必要があると存じます。

次に、検討事項でございます。3点ほどございます。まず、1点目でございます。時間外勤務命令をした管理職が先に退庁している事例がございました。時間外勤務命令をした管理職は、勤務内容や勤務時間等を管理しなければなりません。2番目でございます。時間外勤務命令を受けていないにもかかわらず、タイムカードに入力された退庁時間が定時退庁時間を大幅に超過している事例がございました。業務が時間外に及ぶ場合は、所属長は時間外勤務を命じる必要があります。また、時間外勤務命令を受けていない職員は、定時に退庁をしなければならないことになっております。3番目でございます。平成26年度の定例監査で検討事項としていた恒常的な時間外勤務につきましては、改善の傾向は見られるもののまだ数名の職員が該当しております。業務の見直しや課・係内の連携等で改善されないのであれば、根本的な解決策が求められるというふう存じております。以上で、平成28年度第1回定例監査の結果報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での第1回の定例監査、ご苦勞さまでした。今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われることをお願い申し上げます。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成28年第3回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第3回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ま

た、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、8月北海道に連続上陸しました台風の影響で断続的に雨が降り、河川の堤防決壊、建物の損壊が相次ぎ、農作物に多大な被害が出るなど、道民生活に大きな影響を及ぼしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、深い悲しみある皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々にお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧を衷心より祈念いたします。北海道に大きな爪痕を残した台風10号が過ぎ去った直後、くしくも9月1日は防災の日でありました。過去を顧みましても、これだけ台風が短期間で連続的に北海道に上陸したことは稀なことであり、驚愕の思いでありましたが、これから起こりうる大規模災害や予期せぬ災害に対しましても、自治体としての役割や対応力が強く求められています。ここ後志地域では、今回の台風による被害が及びませんでした。明日は我が身という思いの中、今後の防災対策を更に強化すべく取り組んでいかなければなりません。毎年、異常気象が頻発していると言われておりますが、事実として近年の雨の降り方が極地化、集中化、激甚化してきております。このような現実を直視し、温暖化の進行により危惧されているような極端な雨の降り方が現実起きており、明らかに雨の降り方が変化している、いつ大規模災害が起こってもおかしくないという状況を新たなステージと捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組んでいく必要があると国も捉えておりますので、自治体としても更に防災力を高めてまいり所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案8件、同意1件、計11件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成28年第3回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、第39回東日本軟式野球大会（1・2部）南北海道大会について申し上げます。9月2日から5日にかけて、本町ふれあい遊トピア公園野球場ほか後志管内3会場において、第39回東日本軟式野球大会（1・2部）南北海道大会が開催され、各地区予選を勝ち抜いた精鋭28チームが終結し、全国大会を目指し熱戦が繰り広げられました。本大会では、私が名誉大会長、角谷教育長及び坂東秀悦仁木町体育協会会長が顧問を務めた他、競技会場では仁木町軟式野球連盟会員が会場運営にあたりました。2日、本町の町民センターで行われた開会式には、私の代理として美濃副町長が出席し、参加者に対し歓迎の挨拶を述べ、選手の健闘と大会運営の安全をお願いしたところであります。また、式には仁木野球スポーツ少年団員も参観に訪れ、各地区を代表する選手を間近に開会式の様子を見学しておりました。3日には、地元「仁木球友」チームが1部トーナメントに出場し、北空知地区代表チームと対戦いたしましたが、惜しくも1回戦で敗退となりました。試合には、選手家族をはじめ、多くの町民が駆け付け温かい声援を送っておりました。大会期間中、一般愛好家はもとより、次代を担う少年団員がレベルの高い好試合を観戦し、競技に取り組む選手のひたむきな姿勢から学ぶことも数多くあり、開催地として大変有意義なものであったと振り返っております。なお、本大会の開催にあたりましては、大会事務局である北海道軟式野球連盟後志支部に対し、開催地負担金として50万円を支出しておりますことを併せてご報告いたします。

次に、職員住宅の改修について申し上げます。東町3丁目の職員住宅につきましては、平成24年3月をもって閉校した旧仁木商業高等学校の教員住宅を町で購入し、現在まで使用してまいりました。本年3月までは一般職員が入居しておりましたが、退去後一部住宅改修を行い、私を含む特別職用の住宅として、

8月に改修工事が完成したところであります。従来、特別職の公宅は、特別職の住居確保の観点から、また、町政を執行するうえで必要な住宅として、更に有事の際にはいち早く庁舎に駆けつけることができるよう庁舎近隣に建設されており、本町におきましても旧役場庁舎供用時には、庁舎隣地に公宅を有し、特別職が居住していた時期もありましたが、現在は職員住宅として一般職員が入居しているほか、民間への貸付により活用し、維持管理してきたところであります。近年、特別職の公宅を所有する町村は少なくなっている状況ではありますが、この度の改修後の住宅につきましては、職員住宅として位置づけた中で、特別職が入居することを前提に運用し、8月末に仁木町職員住宅管理規則を制定したところであります。今後につきましては、住宅使用料の一部を自己負担した上で特別職用住宅の弾力的な運用を図るとともに、適切な維持管理に努め、今後の町政執行にあたってまいります。

次に、北海道職員の短期併任について申し上げます。北海道では、道民税及び市長村民税の個人住民税の収入確保を図り、併せて市町村職員の滞納整理の技術向上に資するため、市町村からの求めに応じて、北海道職員が市町村職員の身分を短期的に併せ持ち、個人住民税等の滞納整理の業務に当たる、個人住民税に係る道職員短期併任制度を実施しております。本町における町税等の滞納整理につきましては、大変苦慮している状況にあり、高額滞納者につきましては、毎年5～6件程度、後志広域連合による徴収、差押えの事務を行う一方、地方税法第48条の規定に基づき小樽道税事務所による滞納処分を実施しており、効果は表われていますが、町税全体の徴収率の向上には及んでいない状況にあります。このことから、町税の徴収対策を強化するため、4月28日に北海道知事に対し道職員短期併任制度による実施の申し出を行い、5月17日に承諾を受けましたので、7月1日から北海道職員を仁木町職員に併任しております。併任職員は、北海道後志総合振興局小樽道税事務所納税課の主幹で、任期は7月1日から来年3月31日までの9か月間となっており、7月1日に辞令交付を行い、1週間に1日の割合で本町で勤務し、徴収対策に係る事務を行っております。対象となる税は、町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税となっており、徴収事務を行うとともに本庁職員への滞納整理に係る技術指導にも積極的に取り組まれており、公平・公正な徴収体制の確立と今後の徴収率の向上に期待しているところであります。なお、併任職員に係る経費につきましては、給与は北海道の負担となっており、時間外勤務手当及び日額の特殊勤務手当は、併任市町村の負担となっておりますが、この度併任している職員につきましては管理職でありますので、時間外勤務手当及び特集勤務手当は生じないことから、本町の負担は発生しないことになっております。

次に、仁木町営の予約制バス試験運行について申し上げます。平成27年度に策定した仁木町地域公共交通網形成計画に基づき、仁木町地域公共交通活性化協議会での町営の予約制バス試験運行を9月1日から開始しております。試験運行は、町民限定の小型車両や需要に適した運行方法を導入することで運行経費の縮減を図ったうえで、従来の中央バス銀山線のルートに加えて、JR銀山駅を加えたルート、長沢南地区を周回するルート、JR余市駅から余市協会病院までの3ルートを延長し、利便性を向上させたものであり、9月12日現在で87名のご利用をいただいております。また、最終便はJR余市駅が終着となる午後8時台のJRと接続し、小樽方面に通う高校生の帰宅支援策として運行するものであります。今後につきましては、現在行っている試験運行の結果や町民のご意見を踏まえ、12月に予定している2回目の試験運行に取り組んでまいります。

次に、8月20日からの台風10号などの対応について申し上げます。8月20日から断続的に接近した台風10号などに伴う災害につきましては、全国各地で甚大な被害が発生しておりますが、本町ではワイナリー

事業者が圃場造成工事を行っている現場の一部で、土砂や雨水が道路に流れ出す被害があったものの、人的な被害はありませんでした。町民の皆さまには、町防災行政無線で気象情報への注意を促し、また、町内に大雨・土砂災害警報が発表されていたことから、防災計画に基づき警戒配備態勢（第一非常配備：関係のある課等の小人数による警戒体制）をとり、避難所開設の準備もしたところでありますが、幸い、避難所開設までには至りませんでした。今後につきましても、災害発生の警戒体制につきましても、迅速に対応してまいります。

次に、泊地域原子力防災協議会について申し上げます。9月2日に東京都で開催された泊地域原子力防災協議会にオブザーバーとして出席し、泊地域の緊急時対応について確認いたしました。本協議会は、内閣府政策統括監（原子力防災担当）が、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化、充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして設置したものであり、平井興宣内閣府政策統括官を始め、関係省庁審議会や北海道副知事の計16名で構成されています。また、牧野浩臣泊村長はじめ、周辺13町村長と阪井一郎北海道電力株式会社取締役常務執行役員の14名が、オブザーバーを務めております。会議では、泊地域の緊急時対応について、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものとなっていることが確認されました。更に、本会議で確認された内容に基づき、本年秋に行われる原子力総合防災訓練においてその結果を検証し、今後計画等の改善につなげていくことも確認されました。今後につきましても、泊地域の緊急時対応に対しオブザーバーという立場から原子力防災の更なる改善に向け取り組んでまいります。

次に、果実とやすらぎの里大使プロモーション事業について申し上げます。果実とやすらぎの里大使につきましても、一昨年、千葉ロッテマリーンズの井口資仁選手、昨年、空手家の岩本衣美里選手に委嘱し、季節の果実を贈呈し、本町特産品のPRや知名度の向上にご尽力いただいております。この度、果実とやすらぎの里大使によるプロモーション事業の一環として、9月1日に井口選手が所属する千葉ロッテマリーンズの本拠地でありますQVCマリフィールドに赴き、千葉ロッテマリーンズとオリックス・バファローズの試合に合わせ、井口選手にブドウとプルーンの詰め合わせを贈呈してまいりました。また、入場ゲートにおいて、本町の観光パンフレットと仁木町観光協会及びふるさと納税ホームページのQRコードを印刷したニキボーイラスト入りクリアファイルを5000名限定で配布を行うとともに、試合開始前には球場内オーロラビジョンに本町のPR映像を放映し、試合観戦者1万2800人に本町特産品のPRを行いました。試合後、井口選手のSNSでは私どもとの交流について掲載され、更に多くの方々に本町をPRできたものと感じております。

次に、NIKIまるしゑ2016の開催結果について申し上げます。9月11日、観光管理センター横の緑地帯において、「NIKIまるしゑ2016」と題し、今年度のNIKIまるしゑを開催いたしました。開催にあたっては、仁木町観光協会が実行委員となり実施し、町内事業者9件、町外事業者3件の出店をいただきました。当日は1000人余りの来場があり、盛況に終わったものと感じております。なお、次年度以降につきましても、今年度設立しました「NIKIまるしゑクラブ」が中心となり実施していくこととなっております。

次に、(株)もりもとの地域連携包括協定の締結について申し上げます。6月24日、札幌市の北海道銀行本店におきまして、(株)もりもとと、地域活性化の推進のため相互の協力が可能な事項における連携と協力を行うことを目的に、地域連携包括協定を締結いたしました。(株)もりもとは、北海道やホクレンなどと連

携し、新たな道産素材の発掘に取組み、その成果として多くのヒット商品を開発し、企業活動を通じて北海道農産物のPRや地域農業の振興に貢献しております。本町とは、平成26年度から仁木町産のサクランボ「水門」を用いた商品開発に取組み、インバウンド向けに企画した新商品「北の散歩道」が大ヒット商品となっております。さらに、同社とホクレンがタイアップして企画し、ヒット商品となっている「北海道珠玉の果実ゼリー（12選）」においても、本町産の4つの作物（ミニトマト赤・黄、プルーン、サクランボ）が使用されております。今後は、同社の技術や知識を生かした中で地域振興を進め、本町は仁木町産食材活用の取組みに対して支援を行ってまいります。

次に、平成28年度仁木町敬老会について申し上げます。9月15日、町内在住の75歳以上の方を対象として、全ての地区の皆さまが一堂に会し、町民センターを会場に今年度の敬老会を開催いたしました。本敬老会には、横関議長をはじめ、各関係機関から18名のご来賓にご出席をいただき、対象者711名のうち199名（出席率28%）の敬老者が出席され、盛会に開催することができました。アトラクションでは、にき保育園の園児たちの力強い太鼓とかわいいダンスに加え、さくらんぼフェスティバルなどでおなじみのピエロのぐっちさんによる楽しいバルーンショーやイメージキャラクター・ニキボーのサプライズ登場が華を添え、和やかな敬老会になったと振り返っております。今後につきましても、今回の内容を基にご意見をいただき、皆さまに楽しんでいただける敬老会となるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、橋りょう補修事業及び道路ストック事業に係る次年度工事分の一部前倒し実施について申し上げます。本年8月24日に閣議決定された国の平成28年度第2次補正予算案に伴い、補正予算対象事業である漁別橋補修工事（橋りょう補修事業）及び町道仁木駅前線道路付属物補修工事（道路ストック事業）につきまして、国へ追加要望いたしました。要望額は、漁別橋補修工事分が冬期（渇水期）施工に限定される橋りょう下部断面補修に係る事業費1100万円、町道仁木駅前線道路付属物補修工事分が分電盤取替に係る事業費250万円、合わせて1350万円であります。道路事業に係る社会資本整備総合交付金につきましては、交付金充当率が年々下落傾向の中、過去の経済対策関連補正予算に係る事業につきましては、交付金が満額充当されており、今回も同様と想定しております。今後も、交付金の有効活用を念頭に置き、緊急性や財政状況等を総合的に勘案し事業を推進してまいります。なお、追加要望分の橋りょう補修事業及び道路ストック事業につきましては、今定例会に歳入歳出それぞれ補正予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成28年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成28年第3回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、第56回後志特別支援学級児童・生徒の集いについて申し上げます。9月14日、仁木町民センターにおきまして、後志特別支援教育連絡協議会並びに後志手をつなぐ育成会連絡協議会が主催する第56回後志特別支援学級児童・生徒の集いが開催され、児童・生徒をはじめ関係者ら約400名が参加いたしました。この集いは、後志管内各小・中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒、保護者及び担当教諭などが一堂に会し、相互に親睦を深め、一日を楽しく有意義に過ごすとともに、児童・生徒の社会的な自立能力を高める機会とすることを目的とし

て、毎年管内各町村の輪番により開催されているものであります。当日は、会長である京極町教育委員会教育長に代わり、私が主催者を代表して挨拶し、佐藤町長から歓迎の言葉を、武田北海道教育庁後志教育局長から来賓挨拶をいただいた後、児童・生徒による名刺交換や本町のイメージキャラクター・ニキボーとのじゃんけん大会などの交流活動、買い物学習を行い、無事に終了いたしました。なお、当日の運営にあたりましては、PTAをはじめ大江学園や銀山学園、銀山女性の会など、多くの町内関係者にスタッフとしてご協力をいただき、厚く感謝とお礼を申し上げます。

次に、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。7月9日から8月28日までの51日間、開設いたしました仁木町水泳プール（仁木・銀山・然別）につきましては、プール利用に係る指導の徹底及び利用者のマナーの向上により、各プールとも無事に終了いたしました。開設期間中の利用者数につきましては1748人と、昨年度の2033人を285人下回る結果でありました。利用者数減少の要因といたしましては、昨年度より雨天の日が多かったことや気温及び水温が開設基準（気温と水温の合計が45度以上で、かつ水温が22度以上）を満たさなかったことなどが考えられます。なお、各プール利用状況につきましては、次のとおりであります。3ページに平成28年度と下段には27年度の利用状況の結果を載せてございますので、後程ご高覧願います。

4ページの方に移りまして、第4回親子の日絆コンクールについて申し上げます。4月下旬から6月中旬までを募集期間として、旭台地区でワイナリーなどの建設を進めるDACグループ（石川和則代表）関連会社のDAC未来サポート文化事業団による「第4回親子の日絆コンクール」が全国の小学生を対象に実施されました。本コンクールは、親子や家族の絆について自分なりの言葉や発想で作品（作文・絵画・写真）に表現するという内容で、本町といたしましては昨年に続く2回目の取り組みでありました。本町からは14名15作品の応募があり、審査の結果、作文の部で仁木小学校6年生の高橋佳那さんが、絵画の部で同校4年生の笠井愛葉さんが見事最優秀賞を受賞し、高橋さん、笠井さん家族には、同事業団から最優秀賞の特典として2泊3日の「親子の絆を深める東京旅行」が贈呈されました。なお、高橋さんは、昨年に続く最優秀賞受賞となりました。8月1日から3日までの東京旅行では、DACグループ本社での同コンクール表彰式に出席したほか、東京スカイツリーや東京ソラマチ、東京の主要名所を巡る「はとバスツアー」に参加するなど、親子・家族で楽しんだ絆がより深まった3日間となりました。また、8月5日から7日までの間、「親子の絆を深める北海道旅行」として、東京都の家族5組17名が本町など道内を旅行いたしました。3日間の行程で本町を訪れたのは2日間で、5日は仁木町民センターで開催された同コンクール表彰式に出席、6日はN i k i H i l l s ヴィレッジでの醸造所見学やリンゴの選り体験、フルーツ狩りを行うなど、本町の豊かな自然に触れた親子・家族でのよい思い出になったことと思います。教育委員会といたしましては、本事業の実施にあたってのDAC未来サポート文化事業団のご厚意や関係各位のご協力に対し深く感謝するとともに、今後も引き続き連携を図ってまいります。

次に、第83回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールの結果について申し上げます。9月4日、わくわくホリデーホール（札幌市民ホール）において、第83回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールが開催され、仁木中学校（11人編成）が小樽・後志地区の代表校として出場いたしました。同コンクールには、道内各地区からの代表15校が出場し、課題曲と自由曲の2曲を披露、全国大会の切符をかけて日頃の練習の成果を競い合いました。3年連続での出場となった仁木中学校は、出場校中最も少ない人数編成でありましたが、他校に負けない明るさとチームワークで、美しく素晴らしい

ハーモニーを会場に響かせました。審査結果につきましては奨励賞で、惜しくも金・銀・銅の三賞には届きませんでした。当日会場には保護者の皆さまや学校関係者をはじめ、多くの方々が応援に駆け付けてくださり、子どもたちは精一杯歌うことができたと思います。教育委員会といたしましては、これまでの子どもたちの頑張りはもちろんのこと、保護者の皆さまのご支援やご協力、さらには、ご指導いただいた先生方のご尽力に対し、深く感謝しているところであります。なお、同コンクール審査結果につきましては、次のとおりであります。7ページ上段に審査結果を載せてございます。金・銀・銅の三賞を受賞した学校は、全て編成人数は30人以上の編成となっております。後程ご高覧願いたいと思います。

次に、各種スポーツ大会全道・全国大会出場結果について申し上げます。近年の各種スポーツ大会における本町の子どもたちの活躍には目覚ましいものがありますが、今年度も各種競技において地区大会で優秀な成績を収め、全道・全国大会に出場しております。主な大会出場結果につきましては、次のとおりであります。8ページの上段は野球でございますが、野球では、仁木野球スポーツ少年団が2つの全道大会に出場しましたが、惜しくも初戦並びに2回戦で敗退しております。中段からは、陸上でございます。陸上では、仁木陸上スポーツ少年団の5名が全道大会に出場し3名が入賞、中でも結果の一番最初に書いてあります仁木小学校6年生鈴木哉真斗さんは、6年男子砲丸投げで全道で2位の表彰を受けているということでニッキーズ旋風を巻き起こしました。9ページの方に移りまして、上段、同じく陸上でございますけれども、仁木中学校2年生の佐久間晴也さんが、小樽市で開催された全道大会に走り幅跳びで出場しましたが、残念ながら予選敗退でございました。剣道では、銀山中学校女子剣道団体チームが札幌の全道大会に進みましたが、善戦むなしく1次リーグ2位敗退で決勝リーグへは進めませんでした。卓球では、仁木小学校2年生の伊勢谷真琴さんが神戸で開催された全国大会において、第1ステージを突破、惜しくも第2ステージは初戦敗退でございました。同じく卓球で、仁木中学校1年生の伊勢谷直輝さんは、小樽市で開催された全道大会において、13歳以下男子シングルスベスト16、13歳以下男子ダブルスでは3回戦敗退という結果でございました。主な大会出場結果は以上でございますけれども、日々の練習での選手たちの頑張りはもちろんのこと、保護者の皆さまのご支援やご協力、更には、熱心にご指導いただきました関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るため、スポーツ振興、普及及び各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。なお、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、第32回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会の結果について申し上げます。9月17日から19日までの3日間、黒松内町及び寿都町において、第32回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会、この大会は小学5年生以下の大会でございますが、開催され、後志管内21チームが出場、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。同大会2年連続優勝を果たしている仁木野球スポーツ少年団は、強豪チームを相手に次々と勝利を重ね、喜茂別・留寿都野球スポーツ少年団との決勝戦では、16対0と全く相手を寄せ付けない圧勝で、見事同大会3年連続優勝を果たしました。なお、この大会の全道大会はございません。本大会では、野球の技術面だけではなく、選手たちの最後まであきらめない心や集中力が随所に見受けられ、これも日々の厳しい練習の中で培った成果であると受けとめているところであります。また、野球をはじめ陸上、卓球など各種競技に共通することではありますが、どの選手も競技を行う上での基礎・基本がしっかりと定着してきており、その上に高度な技術が身に付き

ていると感じております。まさに日々の地道で緻密な練習の成果であり、選手たち自身の頑張りはもちろんのこと、それを支える指導者や保護者の皆さまの熱意が各種大会での成績に表れているものと考えており、関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。結びに、各種競技における子どもたちのさらなる活躍をご期待申し上げ、平成28年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上、2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして、提案説明を行います。

報告第1号でございます。平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は10.7%であります。将来負担比率は6.6%でございます。

次のページを、お開き願います。報告第2号でございます。平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。

以上2件を一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）報告第1号、平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書につきまして、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、実質公

債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものでございます。本町の比率は10.7%で、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度の比率は11.5%でしたので、0.8ポイント改善されております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の指標は6.6%で、早期健全化基準の350%を下回っております。前年度の指標は27.4%でしたので、20.8ポイント改善されております。なお、この4つの指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

次に、報告第2号でございます。続きまして、報告第2号、平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書につきまして、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営む地方公共団体の長は毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付け議会で報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町は、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はなしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。

なお、お手元には平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願いたいと思います。以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 報告第3号

議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）

○議長（横関一雄）日程第8、報告第3号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を議題とします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について報告いたします。

別冊議案書の1ページです。報告第3号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』、本特別委員会における調査事件について中間報告をしたいので、仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第46条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出、提出者 仁木町議会議会活性化特別委員会 委員長 上村智恵子。

2ページをお開き願います。9月7日付けで議長宛に報告書を提出しております。

次に、3ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）でございます。

次に、4ページをお開き願います。はじめに、本特別委員会は、平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）において、地方分権の進展に伴い、議会及び議員の果たすべき役割や責務はますます増大し、その役割を果たすためには、その機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査・研究を行うために設置されたものでございます。第1回委員会を平成27年8月10日に開催して以来、今日までに10回の委員会を開催し、種々調査・研究を行ったことから、現在までの結果を報告するものでございます。調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。次に、特別委員会の概要、委員外として出席したもの、議会事務局職員出席者、特別委員会の活動経過につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開き願います。活性化事項の調査、研究結果でございます。はじめに(1)一般質問における時間制限の導入についてでございます。一般質問については、平成23年12月に設置された議会改革特別委員会において、効率的な議会運営を図ることを共通認識し、その上で回数及び時間制限を設けない一問一答方式を導入するとの結論に達し、平成25年第4回定例会において会議規則を改正してございます。しかし、効率的な議会運営を図ることを共通認識としたものの、具体的な規定を設けた方が共通認識しやすいとの意見に達し、1件につき40分の時間制限の試験導入を決定し、関係機関、町、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の協力の下、平成27年第3回定例会から1年間試験導入を実施したところでございます。平成28年第2回定例会終了後、実施結果を検証し種々協議を行い、協議の結果、効率的な議会運営を図るため、質問1件につき40分以内の時間制限を設けるとの結論に達しました。次に、(2)反問権（逆質問）の導入についてでございます。反問権（逆質問）については、平成23年12月に設置された議会改革特別委員会において、種々協議した結果、反問権は導入しないとの結論に達しておりましたが、反問権を導入する地方議会が増えている現状及び質疑・質問の論点・争点を明確にし、正確な答弁を引き出すため、再度調査・研究することといたしました。反問権は、従来から地方議会に存在していたものではなく、地方自治法でも説明員の反問は想定しておらず、反問の範囲はそれぞれの議会で決定しておりますが、大別すると「質問の趣旨・内容の確認」と規定している議会と「議員への代替案の提示要求」を想定している議会に分けられ、政策水準の向上に向けた論点・争点の明確化という趣旨に照らせば、質問の背景・根拠の確認が反問の主たる機能と考えられます。本特別委員会においては、「質問の趣旨・内容の確認」及び「質問の背景・根拠確認」を事実上の反問とし、議会から会議への出席を要求された説明員に付与することとし、反問の実施に関しては別途要綱を制定するとの結論に達しました。なお、反問の範

困につきましては、議員への代替案の提示要求、議員へ反論など種々考えられ、今後も調査・研究する必要があることから、継続協議といたします。続いて、(3)決算特別委員会のあり方についてでございます。決算特別委員会については、第3回定例会において設置され、本会議休憩中に行う正副委員長の互選を委員会1日目とし、決算認定審査は閉会中に行っております。閉会中に開催する委員会においては、委員会2日目を決算書及び主要施策説明書等の説明日と位置付け、委員会3日目から質疑を行っております。現状としては、説明日から質疑に入るまで1日以上開けており、委員会日程を連続して設定できないなど効率的な委員会運営を図るまでには至っていないことから、説明日から期間を開けずに質疑を行うよう変更するとの結論に達しました。続いて、(4)議会報告会についてでございます。議会報告会については、平成27年2月7日に本町議会初の取組みとして実施したところでございます。当日は、町内外から51名の方に参加いただき、アンケート調査を実施したところ、多くの方が議会報告会の必要性を感じているとの結果でございました。また、議会報告会の継続開催については、議会改革特別委員会からの引継事項でもあり、種々協議した結果、継続開催するとの結論に達しましたが、実施内容等については継続協議といたします。続いて、(5)議会基本条例の制定についてでございます。議会基本条例とは、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例であり、平成27年7月1日現在、道内20町村が策定済みでございます。この条例は、議会のあり方を住民に対し宣言するもので、議会の最高規範と言え、種々協議した結果、条例制定に向け継続協議とするとの結論に達しました。続いて、(6)町村議会の運営に関する基準の制定についてでございます。議会は、地方自治法、会議規則、委員会条例等に基づき、より良い議会運営に努めてございますが、効率的な議会運営を行うには、更に実務的かつ詳細な基準を設ける必要がございます。本町議会においては、議会運営委員会の運営に関する申し合わせ事項及び慣例を参考としてきたところであり、種々協議した結果、1期目1人、2期目4人、4期目2人、7期目2人という現在の議会体制及び今後の議会運営を鑑み、議会の運営に関する基準を設けることで、誰が議員になっても議会運営が滞ることなく進むとの判断に立ち、基準を制定するとの結論に達しました。最後に、今後についてでございます。現時点における本特別委員会の調査結果は以上のとおりでございますが、この中間報告と併せてその趣旨を実現するため、委員会提出議案として、平成28年第3回定例会に一般質問における時間制限の導入及び反問権の導入にかかる会議規則の一部改正案を提出する予定でございます。また、継続協議とした事項については引き続き調査・研究を行い、議会活性化における諸課題について、精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における調査結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第3号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第9 一般質問

○議長（横関一雄）日程第9『一般質問』を行います。5名の方から、6件の質問があります。

最初に、『本町の稲作農業と効率的な農地の活用について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、一般質問をさせていただきます。

本町の稲作農業と効率的な農地の活用について、本町の稲作農家は、現在80戸を下回る状況にあります。作付状況は、主食米407畝、飼料用米60畝、加工米3畝が作付けされております。転作田として蕎麦など67畝が作付けされております。しかし、国の稲作農業政策も年々厳しくなり、40年以上続いてきた転作奨励金制度も平成30年度には打ち切りという指針が示されています。米の価格は、昭和55年当時では1俵あたり1万7700円でありましたが、近年5年間の平均価格は1万2500円と5000円以上下落しております。生産機材の購入等により稲作農業者の負担は年々増加しております。更に、価格低迷による収益の減少により、農業後継者が不足し、高齢化が進んでいる状況にあります。町は、生産組織や農協などと今後の稲作農業の推進方法について、協議検討をされているのでしょうか。また、本町の基幹産業である農業においても、稲作は特に主要な位置にあると考えます。本町の稲作農業に対する将来ビジョンをどのように考え、進めていくのでしょうか。更に、農地の集積対策や休耕地の対策など、どのように考えているのでしょうか。以上3点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの本町の稲作農業と効率的な農地の活用についての質問にお答えします。

1点目の町は生産組織や農協などと今後の稲作農業の推進方法等について、協議や検討をされているのでしょうかについてであります。稲作農業の推進方法にかかる協議や検討につきましては、毎年4月に開催される新おたる農協管内地域農業再生協議会総会において、協議し決定しております。国が米政策を大きく見直すと言われている平成30年度以降の推進方法等については、現在のところ生産数量目標配分の見直し、米の直接支払交付金の廃止、収入保険の運用開始といった大まかな概要しか見えていないことから、今後とも国や北海道の動向に注目しながら対応してまいります。

2点目の本町の稲作農業に対する将来ビジョンをどのように考え、進めていくのでしょうかについて申し上げます。私も本町において稲作農業は大変重要であると認識しておりますし、将来にわたって産地として維持していかなければならないと考えております。現在、北海道では30年産の米政策の見直し以降においても、米の主産地としての地位を揺るぎないものとし、「日本一の米どころ」を実現するため、「北海道における30年産以降の米政策改革に対応した工程表」を作成し、それに基づいた取組みを行っているところであります。本町につきましても、北海道が策定する方針に基づきながら進めてまいります。

3点目の農地の集積対策や休耕地の対策をどのように考えているのでしょうかにつきましては、農業者

の高齢化に伴い、農業をリタイアされる方も増えてくることが予想されますが、そのような場合は地域の担い手への集積を進めることで、休耕地や耕作放棄地の発生を予防してまいります。なお、平成28年3月末の時点で本町の担い手への農地集積率は75.69%となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）只今、説明をいただきました。1点目より再質問いたします。内容的には、非常に国の施策ということで、具体的な回答がちょっと見えてきていないという感じがいたします。新おたる農協管内地域農業再生協議会総会において、協議決定されているとのことですが、内容としてどのような協議をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）新おたる農協管内地域農業再生協議会でございますけれども、この協議会は農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的として開催しているものであります。総会におきましては、経営所得安定対策、産地交付金活用方法等について協議決定をしているものであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今、内容的に協議されている方々、この中には生産団体組織も入られているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）この協議会には水稻農家の方、9名の方が構成員として参加しております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）生産団体が入っているということで、いろいろな協議がされていると思います。しかし、国からの施策説明の中身において、こう積立拠出金という国から農業者へ算定通知され、積立金も算出されております。減収に応じたときに、それが補填されるということもお伺いしております。この点について、参加されている方、またされていない方がどの程度割合としておられるのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）標準的収入額を下回った場合に差額の9割を補填する制度、これをナラシ対策というわけですが、この制度に加入している方が何名いるかという部分につきましては、申し訳ございません。現在、資料を持ってきてございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）その割合というのが実質的に非常に高齢者においては、なかなか加入されていないということも聞いておりますが、その辺、後からお伺いをしたいと思います。それでは現在、農業認定者、また、青年等就農者、支援をいただいている認定者は何名ほどおられますか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）現在、認定農業者並びに青年等就農者がどれだけ認定されているかということでございますけれども、8月末の時点で、認定農業者数は98名の方が認定をされております。青年等就農者につきましては14名の方が認定されております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）認定農業者の全体的な農家戸数に対して、全体的な割合はわかりますか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）認定農業者が仁木町の農家全体に占める割合でございますけれども約27%、また、青年等就農者が占める割合につきましては3.9%という数値になってございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）なかなかこう国の施策の中で認定農業者にならなければならないという、非常に数字を見ると低い比率なのかなという感じがしています。なぜ加入されないのか、その辺の実態としてわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）認定農業者がなぜ増えていかないかという部分でございますけれども、その理由等については、ちょっと調べてございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）認定農業者という状況の中で、非常にこういった点についてハードルが非常に高い状況にあるのかなという、私自身思っております。また、こう高齢者も非常に多くなってきている点があるのかなという感じもしますけれども、やはりこういう組織の中で動いていかなければならないという点については、ぜひとも少しでも多く認定していかなければならないのかなという感じがしております。

それでは、2点目の町のビジョンですが、北海道が策定する方針に基づいて進めることと、現状として、今何もないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）北海道では、現在、北海道地域水田フル活用ビジョンというものを策定してございます。これは、「ゆめぴりか」ですとか「ななつぼし」といったお米のブランド力強化を図っていくとともに、業務用、加工用、飼料用など多様なニーズに対応した米生産を推進するというビジョンでございます。道内ではこの方針に基づき進めているところでございまして、仁木町において現在のところ、独自の方針というものは持ってございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）稲作農家も今後大きく変わろうとしております。先程も町長述べられたように、日本の米どころということ、非常に今後規模拡大のために何を進めなければならないか、機械化による取組み、また、種子による直播の取組み、施設に対する取組みへの支援策など対応すべきと考えますが、稲作農家に対する町長としてのビジョンがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えしますが、平成30年度以降廃止をされております直接支払交付金についてはですね、この対策をどのようにしていくかが大きな課題であるというふうに私も認識しておりますので、今後は生産現場の思いというものをですね、きちんと受け止め、国や道に発信してまいりたいなというふうに思っております。また、今後の農業に対しての支援策でございますけれども、規模拡大、又は労働力の軽減に向けた取組みといたしまして、現在実施しております区画拡大や暗渠排水等の基盤整備事業に対しまして、国の補助事業の継続等について強く求めてまいりたいなというふうに思

っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長の国や道に発信していきたいというお答えをいただきました。非常にこう農家の経営を安定させるためには、多くの支援対策が今、現状必要な状況だと思います。経営所得安定対策としてのこの直接支払交付金、この中身を活用していくためには、多くの方々が取り組んでいかなければならないと考えます。米においても価格の下落、ましてや消費税は米生産者にとって米だけは内税という実態があります。実質消費税分価格が下落しているということになります。これを補うために、せっかく国がいろいろな施策を出している、支援対策も出されている、これをサポートするには町村、農協、普及センターが考えていく対応策ではないかなと考えますが、もう一度町長どう考えられますか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、野崎議員がおっしゃったことはですね、現実問題としてはそのような思いに駆られるというふうに思います。ただですね、先程、野崎議員が自分でおっしゃられたようにですね、稲作農家も今後大きく変わろうとしておりますというふうにおっしゃってございましたけれども、やはり私は農家自身も変わらなければいけないというふうに思うんですね。やはり、農家を取巻く環境がこれだけ今変わってきている中で、やはり国や道の支援策ばかりを求めている、やはりなかなかちが明かない。やはり、根本的に稲作農家であります農家生産者自身がですね、これからどうしたいと、どういうものにしていきたいという思いをですね、町や又は農協に示してですね、また、三位一体でそれぞれの立場が行っていくということは、私はこれからの健全化の姿だというふうに思うんですね。もう、これまでずっと一緒にですね、国や道の支援策、町の支援策ばかり求めている姿勢ではですね、なかなかやはり良い方向性が見出せないのかなというふうに思っておりますので、やはり皆さんとともにですね、特に生産者が自らの意識を変えて前に進んでいく、そういう姿勢を我々としても求めていきたいとそう強く思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長も、農家自体やはりいろいろな点で攻めの農業をしていかなければならないということであろうと思います。非常にこう今の実態でいくと、農家自体、米農家にとっては国の政策で非常にこう左右されている。これをやらなければ支援が出ませんよ、規模拡大しなければ支援が出ませんよ、それにやはり今、若い後継者も何とかこう取り組んでいこうと必死な状況の中で、先程も言われたように畦取り事業、水田の規模拡大事業も数多くやられている方もおられますし、本当に収益が上がらない状況の中でそれをやっていくとすると、やはり支援しかないのかなという感じがしております。その辺に対して、やはり国の施策の中で少しでもあてはまるものを少しでも取り組んでいただきたいなという感じがしております。

それでは、3点目ですけれども、農地集積、休耕地対策ですが、農地集積率75.6%と現在取り組まれているとのことですが、今後において30代・40代・50代の担い手の方の推移としてどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）30代・40代・50代の担い手の方の推移ということで、どうなのかということでご

ございますけれども、担い手と言われる方々、青年等就農者、また、認定農業者の状況でありますけれども、青年等就農者につきましては、20代の方が現在1名、30代の方が10名、40代の方が3名という構成になっております。また、認定農業者につきましては、50代が中心となっている状況であります。推移という部分については、調査・分析はしていませんけれども、今後高齢化、また、後継者の不足ということが進行してまいりますと、30代、40代の方々も、それぞれ50代から上の方へ移行してまいりますので、一層の高齢化というものが考えられると思われれます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいた中で、20代・30代・40代、この認定されている方が本当に少ない。50代になると、認定されている方が全体的にすると約80名近くが50代以上という、先程の98名の中から算出すると、80名近くが50代の年齢になってくるのかなという感じもしております。非常にこう今後の状況において、現在の耕作地・休耕作地がどの程度あるのか。また、管内の状況としてどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）現在の休耕地がどれくらいあるのか、また管内の状況はどうなっているのかという部分でございますけれども、現在、休耕地につきましては実態を調査中でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）なかなか農地においても、国の施策の中でやはりいろいろな形で締付けという形があるかと思います。調査中ということですので、早急な形の中で進めてもらいたいという感じがします。先程、年代別もお聞きしました。非常にこう耕作放棄地又は転作地など、非常にこれから若い人たちが何とか耕作していかなければならないという方向性が非常に出てくるのかなという感じもしております。また、今後、高齢によってリタイアする休耕地・転作地の有効利用として、今現在、蕎麦による作付けが多くなっております。新おたる農協によると、作付面積が取り扱っている面積として80畝にも及んでいるという状況であります。JA生産団体よりコンバイン購入、乾燥機購入、施設などの要望が出されたときには、対策支援としてどのように考えるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えしますが、意に沿った答えになるかはちょっとわかりませんが、これからの時代を考えますと野崎議員がおっしゃったとおりですね、非常に高齢化、担い手不足ということで、稲作農家に限らず農業全体がですね、非常に厳しい状況に向かっているということは皆さん周知の事実であります。集積対策又は休耕地の対策をどのように考えるのかということもですね、町としても大きな課題になってくるというふうに思います。本町として想定するのは、仁木町の稲作農業は高齢化とともにですね、後継者不足と稲作農家が生き延びるための規模拡大が大きな課題となっておりますけれども、本町の稲作農家は作付可能面積がですね、約550畝でありまして、将来的に大江、銀山での担い手は20人ぐらいになるというふうに予想しますけれども、1人あたり20畝以上を目標とすべきではないかというふうに捉えております。そのためには、農地の集積、集約化を図っていかねばなりませんので、町としても今後そういった部分に取り組んでまいりたいと強く思っているところでございます。意に尽したかどうかはちょっとわかりませんが、以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長も非常にこう仁木町の実態というものに対して、今後1人が本当に20畝を目標に作っていかなければ、今の農地というものが本当に荒れ地になってしまうという実態は、町長もよくわかりだと思います。それに対しては、やはり機械化による耕作をやはり目的としていかなければならないのかなど。それを十分、今後の取組みの中に入れていただきたいなど。せっかく国からのこういういろいろな直接支援金等もありますので、それをうまく活用することによって、この水田地域において非常にこう厳しい実態が少しでも改善されていくのかなという感じもしておりますし、ぜひとも仁木町の水田農家はこれとこれなんだという目標を何かこう見出してもらいたい。実際に若い人たちは米を作ることに対して一生懸命で、面積も増やしていこうという、それでなければ、経営が成り立たないという形が出てきます。若い人たちには、ぜひともどンドン米を作っていける状況を整えていただきたいと思いますし、やはりリタイアしていく方たちにおいては何をすべきか、自分たちの農地を荒らさないようにするためには、今現在、蕎麦等において非常にこう支援がされている、それを2つの考えの中で持っていくことによって、面積もある程度補っていけるのかなという感じもしております。そういう方向性をきちんと見出し、いける支援が必要なのかなという感じがしていますけれど、町長もその辺十分わかりだと思いますし、ぜひとも若い人たちの意見という、米作りの農家に対してぜひとも来ていただいて、お話を若い人達のお話を聞いていただきたいと思います。なかなか機会がないのか米農家と話をする若い人たちと話をする機会がなかなかないということで、ぜひとも町長が来て若い人たちのお話を聞いて、そして若い人たちのビジョンを聞いていただきたいなどという感じもしています。その辺に対して、町長どう考えられますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。これから米農家の若い人たちと交流を持っていただきたいというご指摘でありましたけれども、数年前にも野崎議員とも一度お話ししましたけれども、そういう機会があれば、いつでも私も足を運ぶ思いでいると。そして、またそういう機会をつくるために私も率先して声かけをさせていただきたいというふうに思ってこれまでできましても、なかなかそういう機会に恵まれなくてですね、これからはそういった機会を設けてですね、若手の方々の声をですね、しっかりと受け止めて反映させていきたいというふうに考えております。また、同様にですね、作り手を失わずに将来的に維持発展させるためにはですね、米生産者を町として守るだけの政策を打ち出すのではなくてですね、やはり生産者の収入が増える施策を町とともに作り出す体制というの構築していかなければならないというふうに思っておりますので、そういった話ができる機会をですね、今後作って図ってまいりたいなどというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）先程から質問をさせていただきましたけれど、内容的な中身のちょっときちんと出ていない点については、またきちんとご報告していただきたいなどという感じもしておりますし、これからの対策としてどうすべきかということに対しても、やはり農政の方も取り組んで行っていただきたいなどという感じがしております。私の、これで終わらせていただきますけれども、ぜひとも町長、若い人たちとそういう機会があれば、来てお話をしたいということですので、逆にそういう機会を町長が作って、若い人たちとお話をさせていただきたいなどという感じもしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『北海道横断自動車道（倶知安余市道路）の整備に伴う本町の将来ビジョンにつ

いて』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教） それでは、先に通告しておりました北海道横断自動車道（倶知安余市道路）の整備に伴う本町の将来ビジョンについて、質問をさせていただきます。後志の広域的な地域振興に寄与することを目的に、平成30年度に北海道横断自動車道（余市～小樽間）が開通する予定でございます。また、共和～余市間が平成26年度に事業化され、更に倶知安～共和間が平成28年度に事業化を決定し、それぞれ事業着手されている状況でございます。道路交通網の整備は、地域産業・経済に大きく貢献するものであり、特に高速道路の実現については、自立的発展の可能性を支える、重要な社会資本であると考えます。本町では現在、地域活性化に向け地方版総合戦略に基づき、様々な取組みをされておりますが、これに並行して、今後は高速道路を活用した計画の策定が、地域産業・経済の発展に取り組む上で、最重要課題であると考えます。それらを踏まえて、北海道横断自動車道（倶知安余市道路）の整備に伴う、町長の将来ビジョンについてお伺いいたします。

○議長（横関一雄） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 只今、佐藤議員からの北海道横断自動車道（倶知安余市道路）の整備に伴う本町の将来ビジョンについての質問にお答えいたします。

北海道横断自動車道（倶知安余市道路）の整備に伴う町長の将来ビジョンについてであります。北海道横断自動車道は、黒松内町から倶知安町・余市町を経由して、札幌市・夕張市へ至り、帯広市を経由して根室市・網走市へ至る延長約690kmの高規格幹線道路であります。このうち、倶知安余市道路は延長約39kmで、一般国道の自動車専用道路として整備されるものであります。この自動車専用道路が本町まで整備されることで、札幌市や新千歳空港からの移動時間が短縮され、物流や国内外観光客の増加を期待することができ、産業や経済に大きな効果があると考えております。今後におきましては、仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、交流拠点等受入体制の整備のため、仁木インターチェンジ（仮称）を活用した拠点施設整備の検討を含め、新しい交通インフラを活用したまちづくりを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄） 佐藤議員。

○1番（佐藤秀教） それでは、再質問をさせていただきます。

只今、この横断自動車道（倶知安余市道路）が一般国道の自動車専用道路として整備されるとのご答弁でございましたが、高速料金は有料となるのか無料となるのかお尋ねします。また、仁木町区間のルート及びインターチェンジの位置は確定しているのでしょうか。また、関係地権者へは事業説明がされているようですが、議会あるいは一般住民の方へは全く情報が入らない状況でございます。この自動車道は地域にとって重要なインフラになると思います。今後においても、情報公開されないまま事業推進されるのでしょうか。このことについて、お尋ねを申し上げます。

○議長（横関一雄） 鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三） 北海道横断自動車道（倶知安余市）は、自動車専用道路として北海道開発局が一般国道として整備するもので、無料となります。仁木町の区間のルートにつきましては、フルーツ街道沿いに余市町から大江、そして大江3丁目付近で余市川を渡り、銀山1丁目を通り、稲穂峰を越えて共和町へ向かうルートが計画されております。現在は、まだ用地の取得前でありまして、詳細なルートは確定しておりません。インターチェンジにつきましては、町内2か所で計画されており、町道1番線付近と大

江3丁目の稲穂峠下の国道付近でございます。こちらはまだ用地の取得前でありますので、正式な場所は確定しておりません。地域住民への情報提供につきましては、事業主体の北海道開発局が平成26年8月に仁木・大江・銀山の各地区で住民向けの計画説明会を開催し、合計124名の皆さまにご参加いただいております。その後、昨年8月には余市町から（仮称）仁木インターチェンジまでの道路ルート上の関係者の方を対象とした事業説明会を開催し、19名の方にご参加いただいているところでございます。今後、工事が着工する前には再度の説明会を開催する予定と聞いておりますが、この内容につきまして北海道開発局から一般向けの情報があり次第、議員の皆さまを含め住民の皆さまへお知らせしていきたいと考えております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご答弁の中で、まだ詳細なルートが決まってないということですが、北海道開発局から情報が入り次第、適宜、議会あるいは住民の方にですね、情報周知をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。本町は、道内有数の食と観光の町であり、その観光拠点である農村公園フルーツパークにきは現在、指定管理者により管理運営されておりますが、努力はされていると思いますが年々来園者数が減少している状況でございます。インターチェンジが町道1番線付近ということでございますが、この一つの目的としてフルーツパークへアクセスするため私は理解しておりますが、道路高速化に伴いその上料金が無料となると素通りする可能性が大きく、その対策として今後の運営方針について、改めて検討する必要があると考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えいたします。おっしゃるとおりですね、高速道路が開通することによりまして、本町はより短時間で札幌からのアクセスが非常に簡単になります。フルーツパークに限らずですね、観光果樹園や今後本格的に行いますワインツーリズム、ワイン観光への対応などですね、オール仁木の観光として交流人口増加のため何が必要なかをですね、研究していくことが必要だというふうに考えております。フルーツパークに関してはですね、指定管理者によって民間の知恵を活用して、これまで以上にですね、利益を生み出し、皆さんに喜んでいただけるような、そんな施設にしたいというふうに考えておりますので、今後も引き続き施設の有効活用を図ってまいりたい、そのように考えております。農村公園フルーツパークはですね、平成13年に総額27億円を費やして開園した施設であります。のどかな農村・仁木町の景観と一体化し、大都市札幌圏をはじめとする都市住民のですね、野外活動の拠点、また、交流の場として利用されることを目指して作った施設であります。農業振興のための重要な役割を担い、また、農業観光をはじめとする観光振興の拠点として情報を発信し、産業発展に資するよう活用を図っていくこととしております。当初はですね、年間5万人でピーク時は10万人を超える利用者がありましたけれども、去年は3万人弱とですね、年々利用者が減っているのも現実であります。開園から15年が経過しているためですね、施設の至る所で不具合が生じてきておりまして、現在までには部分的な補修でとどめて、大規模な改修は行っていないのが現状であります。このため、今後も町の観光拠点として維持するため、様々な手法を検討していかなければならないというふうに町としても考えておりますので、その辺のところをご理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今ご答弁の中で、この施設を今後も町の観光の拠点として維持するための手法を検討していくということでしたが、私は検討するうえで選択肢の一つとして、ワインツーリズム事業と並行して、ワインを核とした新しい観光拠点を目指してはどうでしょうかというふうに私は思います。町長はナパバレーでの視察研修を通して、フルーツパークからの眺望はナパにも劣らない眺望地点として売りにできると、そのような報告もされてございます。また、国道沿いにある町のPR看板を一新し、ミニトマトと将来性が見込めるワインに変えております。そのためにも計画にする上で、一貫性を持たせ、民間ワイナリーと相乗効果を図るなど、ナパでの研修成果を十二分に発揮された上で、他の町にはない独自のセンスで魅力ある施設づくりをしてはどうでしょうか。このことについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えしますが、佐藤議員がおっしゃったとおりですね、あの施設を今後進めていきますワインツーリズムの一環として、ワインを核とした施設にすることもですね、可能性としては考えられるというふうに私も思っております。今後、ワインツーリズムを進めていく上ですね、やはり拠点施設というものがなくなってくるというふうに思うんですね。以前もお話しさせていただきましたけれども、今後仁木町としてDMOという組織の中でワインツーリズムを今後広めていく体制づくりを、これから余市と仁木で今進めている段階でありまして、その課題としてどこを拠点施設にするのかという話になった時にですね、あるいはあそこも一つの選択肢として考えられるのではないかとこのように私も思っております。ただ、あそこはまだ指定管理施設として今活用しておりまして、再来年が更新の年になりますので、そんなに時間はもうありませんけれども、それに向けて引き続き指定管理者としてあの施設を扱うのか、それともまた新たな施設として活用していくのかをですね、これから検討してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろな活用方法があると思いますけれども、そのことを期待しまして、次の質問をさせていただきます。

この横断自動車道につきましては、第5期仁木町総合計画においても事業推進されておりますが、高速道路の実現に伴って、メリットばかりが強調される傾向にございますが、従来の一般国道への車両交通量が減少し、地域経済へのマイナス要因も懸念されます。このデメリット対策が重要であり、調査・研究が喫緊の課題と考えます。町長のその辺のところのお考えをお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。佐藤議員おっしゃるとおりですね、高速道路の実現に伴いメリットばかり強調される傾向にあり、デメリット部分もですね、対策を考えて取り組んでいかなければならないという質問でありましたけれども、そのとおりですね、高速道路が開通することによって、本町は都市部、札幌圏から非常に近い距離で来ることが可能になります。他の地域を見てもですね、やはり高速道路ができたことによって疲弊した地域も数多くあります。そういった例を見ますとですね、やはり高速道路ができて、一見利便性が図られたと思いきやその地域に降りずに地域が疲弊してしまった、通過型地域になってしまったという例が数多く見られます。本町としては、そうならないためにもですね、デメリットという部分ではですね、いかにしてこの地域に降りてもらえるかというのをですね、やはりこ

れから検討していかなければならないと思うんです。それが何かというふうに申しますと、やはりこれからワインツーリズム、ワイン観光というものをですね、これが一つの大きなきっかけになるというふうに私思っております。ワイン観光を広めることで、やはり高速道路で来ていただいて、本町で周遊してもらおう、それと同時に併せて各観光農園も見えていただいたり、仁木町のすばらしい景観なりそういうのを楽しんでもらう、そういった体制づくりをですね、今後も作っていかなければならないというふうに思っております。高速道路ができたことによって、今利便性という部分ではですね、緊急搬送時間の短縮とか、災害時の避難道としての活用などいろいろありますけれども、デメリットとして関われるそういった高速道路ができることによって問題がある、ストロー現象と言うんですけれども、そういった現象をですね、防ぐために町として何をするのか、それが魅力的な地域づくりをすることにしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった取り組みもですね、これから各機関ともにですね、取り組んでまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろデメリット部分の対策がですね、やはり重要課題だと思います。一般通行をする方がですね、それらを対象にした商店あるいは直売場などに本当に大きい影響が懸念されます。それで早い段階にですね、高速道路の実現によるメリット・デメリットを精査して、問題解決に向けて対応していただきたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。北海道横断自動車道（共和余市間）が今年度着工し、工期が約10年と見込まれております。また、共和～倶知安間の開通が順調にいけば、2030年ごろと見られております。各自治体は今後、この横断自動車道に加えて北海道新幹線延伸などを見込んで、地域活性化に向け様々な取り組みを展開されることと思います。海外でのニセコブランド力は非常に高く、札幌や小樽をしのぐほどで、外資による不動産投資など後志観光の現状を新聞などで頻繁に報道されている現状でございます。外資進出は、ニセコ地域に加えて、留寿都、赤井川、喜茂別、小樽などに広がっており、更に、余市、仁木にも広がるとの見方もございます。このような状況を町長はどのように感じているのでしょうか。また、今後における対応・対策についてもどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現在ですね、おっしゃるとおり、今ニセコ・倶知安の注目度というのはですね、非常に高まりつつあります。それに合わせてこの後志地域という部分のですね、注目度というのはですね、それに合わせて非常に高まりつつあります。先般、調査結果でですね、倶知安・ニセコの観光客の宿泊数が小樽の宿泊数よりも勝って、非常に多い観光客の宿泊数が今ニセコ・倶知安に宿泊してるという、そういった現実を目の当たりにしてですね、やはりこれから札幌・小樽、そしてニセコ・倶知安をまたぐこの高速道路ができますと、非常に交通の便という意味では非常に近い地域になりますので、ニセコ・倶知安に来る観光客をいかにしてこちらに引っ張ることができるのか、又は小樽で観光をした人たちをいかにして仁木町に来させることができるのかというものをですね、今後いろいろ検討していかなければならないと思います。その検討素材というものがじゃあ何かと言うと、この地域の魅力をいかにして発信するのかという部分であるというふうに思いますので、それが私はワイン観光であると。何度も申しますけれども、ワイン観光がきっかけになるというふうに思っております。私事になりますけれども、私もこれまで都市部や又は地方に、いろいろな地域で居住してまいりました。その中でも、本町の魅力というのがですね、

非常に海外と同じぐらいな、そんな資源が備わっているというふうには認識しております。仁木町には果樹もあるし、川も海も海は近いということですのでばらしいロケーションがあり、四季折々の風景もありますけれども、そして一番の利点はですね、小樽にも又は今注目されているニセコ・倶知安にも近い、そういった地域の中で、可能性というのは非常に高まりつつある。そういった中でですね、これから黙って指をくわえて待っているのではなく、積極的にですね、うちの町として何ができるのかということで考え取り組んでいきたいというふうに思っています。それが何度も申しますけれども、そのきっかけ作りがワイン観光であるというふうに思っておりますので、そのワイン観光をですね、1年でも早く早期実現に向けて取り組んでまいりたいとそう思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の答弁でいろいろございましたけれども、高速道路の実現や新幹線の延伸は地域に与える影響力は大きいものがございます。本町は、町長が今ご答弁の中でおっしゃったように、他の地域にはない魅力的な資源がありますので、それだけに将来、外資による不動産投資などが予測されるわけでございます。このことを十分考慮し、今後様々な角度から官民一体となって地域づくりについて議論する必要があると考えます。町長もご覧になったかと思いますが、先日の新聞によりますと倶知安町では、まちづくり新幹線高速道路等に関する特別委員会を発議により設置したということで、新聞も掲載されてございました。議会もうかうかしてられないなという感じをさせていただきます。本町においても早い段階で調査・研究をし、議会とも情報を共有した上で議論を深め、魅力あるまちの将来ビジョンの実現に向けて、努力されることを期待しまして、私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第9『一般質問』を続けます。

一般質問『手話言語に関する取組みの推進について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）手話言語に関する取組みの推進について。

聴覚に障がいのある方が安心して暮らしやすい生活を送るためには、いつでも自由に手話を使える地域社会をつくる必要があります。手話は、指や手、身体の動きや顔の表情で音声言語と同様に、対話・意思疎通を図り情報を取得するという、ろう者にとって大切なコミュニケーション手段であり、そのろう者の間で受け継がれ発展してきた歴史があります。その後、平成18年12月に国際連合総会で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。我が国では、平成23年の障害者基本法の改正で「全ての障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されるとともに、国及び地方公共団体の責務についても、「支援のための施策を総合的かつ計画的に推進する」と具体的な支援のあり方に踏み込んだ内容に改正されました。現在、各自治体では、手話を言語と位置付け、普及に向けた環境整備を進める「手話に関する基本条例」制定の動きが広がりつつあり、本町においても手話への理解、普及啓発、住民サービスの向上のため、手話に関する支

援を推進していくべきであると考えます。そこで、手話を言語として位置付け、普及に向けた環境整備や支援体制について、1. 手話通訳者の育成体制、2. 手話通訳者登録制度の導入、3. 町民や町職員に対する研修制度、4. 教育現場での手話普及への取組状況、5. 「手話に関する基本条例」の制定、以上の5点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からの手話言語に関する取組みの推進についての質問にお答えいたします。

1点目の手話通訳者の育成体制についてであります。北後志5か町村では共同主催により、平成18年度から北後志地区手話奉仕員養成講座を開講し、現在、本町から2名の方が受講しております。町といたしましては、本講座を町民の皆様に広く周知し、手話通訳者の育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の手話通訳者登録制度の導入について申し上げます。本町では、これまで北海道を介して社団法人北海道ろうあ連盟と手話通訳者広域派遣事業の業務委託をしており、手話通訳の必要があるときには、北海道手話通訳派遣センターに登録している手話通訳者の派遣を依頼しておりました。しかし、先程申し上げました手話奉仕員養成講座を受講され、手話奉仕員となられた方や北海道に登録されている手話通訳者の方が本町にもおられることや本年4月から障害者差別解消法が施行され、その中で合意的配慮の提供が求められることになり、様々な場面で手話通訳の必要性が高まることが考えられることから、手話通訳者登録制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

3点目の町民や町職員に対する研修制度につきましては、平成18年度から北後志5か町村で共同主催により、手話奉仕員養成講座を開催しているところであり、現時点では仁木町独自の研修制度化までは考えておりません。手話への関心、理解、普及という点では、仁木町社会福祉協議会が毎年11月から12月にかけて、仁木手話の会（東郷昌弘会長）及び後志ろうあ協会の会員にご協力をいただきながら、初心者向け手話教室を開催しております。町としても、協力して参加促進を図り、1人でも多くの方が手話奉仕員や手話通訳者を目指す動機付けができればと考えているところであります。

4点目の教育現場での手話普及への取組状況につきましては、現時点では町内各学校における取組みはない状況であります。教育現場での取組みとは異なりますが、町内小・中学生で構成する仁木フルーツ合唱団では、手話を使った曲目に取組むなど、団員の皆さんは仁木手話の会の指導を受けて熱心に取り組んでおり、いろいろな場面で披露することにより、団員の皆さんはもちろんのこと、観客の皆さんにも手話やろう者に対する関心や理解が深まるものと考えているところであります。

5点目の手話に関する基本条例の制定につきましては、「手話に関する基本条例」や、「手話言語条例」は、それぞれの地域に暮らす方々が手話が言語であることを認識し、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、ろう者が手話を使って安心して暮らすことができる地域社会を目指すものであり、道内では石狩市が最も早く制定し、本年8月末現在で6市2町で制定されていると承知しております。条例制定は、ろう者とりょう者以外のものが共生する様々な取組みを進めるために良い方策と考えますが、手話言語に関する法律や北海道における手話言語に関する条例が未整備であることを考えますと、今まで申し上げてまいりました事業等を推進しながら、国や北海道の動向に注目し、制定に向けての検討をしていきたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今、答弁いただいた中から質問をさせていただきます。

我が国の手話の歴史は、明治時代のろう学校の設立に始まります。しかし、時代を経て、手話は発声訓練などの妨げになるとして、平成5年以降ろう学校での手話の使用も事実上禁止され、使いやすく生活になじんだ手話が否定され、聴覚障がい者の尊厳は大きく傷つけられる時代が続くこととなりました。このような歴史的背景を知れば知るほど、聴覚障がい者にとって、手話は言語であると認められたことの意義は、私たち健常者にとっては想像することができないほどの重みを持っていると思います。

まず1点目について、北後志地区手話奉仕員養成講座に現在2名の方が受講されているとのことですが、平成18年度から何名の方が受講されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の受講者の人数についてお答えいたします。平成18年から実施しておりまして、平成18年は入門課程という課程を1年やっております。その課程では、仁木町から2名の方が参加しております。19年はその1段上の基礎課程、こちらの方は1名の方が参加しております。18年に入門課程を終えた方のうちの1名が次の年も引き続き、その上のステップということで参加されているということでございます。20年は1人も残念ながらいませんでした。21年から23年にかけて、1名の方が入門課程、基礎課程、それと応用課程とそれぞれ1年ずつなんですけれども、それぞれのステップを参加して修了されております。その後がですね、今回の25年、26年、27年、28年という4年間の課程で今2名ということでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）人数的には時間も使いますし、いろいろなことを学ばなければならないので、人数は少ないと思いますけれど、今までこの講座に関してですね、町民の皆さまに、このようなことがありますよということで、どのような周知をされてきたんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）こちらの講座はですね、北後志の5か町村でやっているということで、実際には余市の社会福祉協議会さんが中心の事務局となってやってございます。そちらの方ですね、チラシ等を作ってくださいまして、そういうものを町のカウンターですとか、そういうところに置く程度で広報等には掲載はしておりませんでした。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）やはり、広く周知していただくということでは、この周知方法の工夫も必要かなと感じました。

次に、2点目ですけれども、手話を使用する方が日常生活を営み社会参加するうえで、特に正確な情報取得、自らの意思を正確に伝えるときは、手話通訳者を介して意思疎通を図られており、手話通訳者は重要な役割を担われております。手話通訳者登録制度を現在近隣では、余市町、古平町、倶知安町、岩内町等が既に導入をしております。本町に手話通訳者、また、手話奉仕員の方がおられるとのことですから、この手話通訳者登録制度を早急に導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）この手話通訳者登録制度、また、それとあわせての派遣制度ということだと思い

ます。そちらの方に関しましては、現在その奉仕員をされて今年修了される方が2名、それと既に道の方で登録されている通訳者の方1名、そちらの方は仁木手話会の方なんですけれども、そういう方を登録してということになるかと思えますけれども、手話奉仕員の段階ではまだ通訳者としての登録ができません。その上の段階の試験等をですね、受けていただいてからということになりますので、その辺ももう少しばらかかるとかなというふうに思っています。また、町として現在、平成21年からのデータしか私の方ちょっとおさえていないんですが、町内で手話通訳を必要とする事業を行って、町なり又はその北海道の広域の手話通訳の事業所に依頼をしたという実績が1件もございません。そういうことからしますと、今後は出てくるというふうにはこちらでも考えてはいますけれども、もう少しばらかかると、他町村の状況を見ながら、こういった形の要綱等をまとめればいいのかというのを研究しながらですね、やっていければと思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町にいらした方で急な体調変化ですとか、また、何か困り事があったときに、広域でやっているよりも自前の、やはり本町に登録された方を活用するという方が、持続的に対応できるのではないかなということから、やはり制度導入をしてはということに聞いておりますので、その点ですね、迅速な対応ということで。

3点目です。毎年開催していただいている初心者向けの手話教室に町民の方や町職員も多く参加し、手話に触れる機会を通じて、手話や手話を使用する方への理解を深めることも大事なことで考えます。町職員は日々多くの町民との対応ですとか、情報の伝達発信に携わっております。町職員の手話教室への参加や手話奉仕員養成講座の受講についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）社会福祉協議会の方にですね、やっていただいている入門教室、こちらの方へはですね、町職員として実際に参加してある程度手話ができるようになっていらっしゃる方というのは、現在1名のみでございます。こちらの方、また他の職員もですね、実際の時間が夜ということもありますので、出られる方には、今後出てもらえるような形をとればということで、担当課としては周知してまいりたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）いろいろとですね、これから聴覚障がいの方が役場等の書類的なことで困っているとか、もろもろの相談ですね、そういうような行政における聴覚障がいの方のそういう相談窓口も住民サービス向上のために必要かと考えますが、今後そのような設置を考えてはと思いますが。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今、住吉議員の方からご意見いただいたとおりですね、やはり役場の中にもすぐにそういう対応ができるような職員がいてくれた方が当然良いというふうにも思います。現時点ではなかなかそこまでの対応ができる職員がいないので、現段階では例えば筆談で行えるような、最近はですね、そういう電子機器でも筆談できるようなもの、又はiPad、又はスマホなんかで使えるそういう支援アプリというようなものもございますので、まずはそういうところを利用しながら、通訳者ができるまでの間は進めていきたいなというふうに思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）4点目ですが、仁木フルーツ合唱団で3年前から仁木手話の会のご指導のもとに手話コーラスを取り入れ、子どもたちの美しいハーモニーとともに手話のやさしさが心に響いてまいります。それは皆さんも共感されているのではないかと思います。俱知安町の幼稚園等ではお遊戯会などで手話サークルの指導を受け、15年前から手話コーラスに取り組まれているそうです。幼いときから身近に手話を触れることによって、その経験というのは、その思いは小学生、中学生、高校生とつながっているようでございます。本当に、人は一人ひとり違った個性を持っていて、どのような人々も個性を尊重するという心を養い、聴覚障がい者への理解を深めることができるのではないかと思います。本当に基本的な日常会話は、小学校から健常者でも取り組んでいく、そういうことがあたり前の国になれば、本当の意味でのバリアフリー社会が形成されるのではないかと考えております。本町においても保育園児、また、小学校の学芸会、また、中学生の合唱などでの手話コーラス、手話スピーチコンテストなど、町民も手話に親しむイベントの開催など、手話への理解を広く普及していくことについて、手話サークル団体等、当該協会と町が協同して検討される機会を持つべきではないかと考えますが、その点について伺います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今、議員おっしゃられたようにですね、小さいころからやはりそういうものになれ親しむ、それによって、ろう者の方々の文化そういうものに触れるということも非常に大事なことだと思います。今、保育所などでも英語学習をやったりというような場面があります。そういうのと同じようにですね、例えば、仁木の手話会の方たちにちょっと顔を出していただいて、簡単な手話を教えてもらう、そういうようなことからでもスタートできれば、また、子どもたちの手話に対する見方、考え方、そういうものが変わっていくのかなと思います。今議員から言われたとおりですね、こちらとしては、保育所そういうところでそういうものができないか検討してまいりたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ推進していただければと思います。本町の果実とやすらぎの里、果樹観光の町として、これからまた多くの観光客の方が本町のおいしい果物を堪能していただける時期になりますが、更により多くの方に本町のイベントや観光にお越しいただくために、おもてなしの一つとして各直売店に手話のできる方がおられるということは、聴覚障がい者の方にとって情報コミュニケーションがとれて、安心してお買い物や観光を楽しんでいただけるのではないかと思います。聴覚障がい者の方のサポート体制を充実し、例えば手話の町としてやさしいまちづくりを推進していくということやまた観光振興のために、町民の皆さんに手話の理解と普及啓発が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の住吉議員の質問にお答えします。住吉議員が申すとおりですね、手話ができる人間が多ければそれに越したことはないというふうに思っております。ただ、そのために教育の部分で子どもたちに手話を教えたり、先程課長が申したとおり観光客、外国人観光客が増えてきたから英語を教えなければならないとか、そういう断面断面でやる対応をするっていうことに、私はどうかなというふうに考えております。それよりもですね、やはり1人でも多く手話ができる人がいれば、何かあったときにそこに支援してもらえる人を確保しておく方がやはり時間的にすぐに対応できますので、まずはできることから対応してまいりたい、実施してまいりたい、そのように考えております。そして、各関係団体とも連携しながらですね、うちの町ならではのそういう支援体制というものをですね、今後少しずつつながら

も構築してまいりたいなというふうに思っております。うちの町にはろうあ者の、聴覚障がい者の方々は今のところはありません。これからそういった方々が、おられる時にですね、きちんと町としても、または町全体として支援できるような、そんな仕組みづくりをですね、一歩ずつでも進めていく方が望ましいというふうに考えておりますので、これからすぐに急速にそういう対応するのではなく、これから徐々にですね、そういった支援体制をですね、育成してまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）一歩ずつですね、まちづくりとともに、やはり町民の方もそういう、いろいろな方を理解して手助けのできる、やさしいまちづくりをつくっていただきたいと思います。

5点目ですけれども、平成25年10月に鳥取県議会で全国初の手話言語条例が全会一致で可決成立いたしました。その後、北海道石狩市、町村レベルでは、全国初の新得町が平成26年3月手話基本条例が可決成立しております。全国では52自治体で条例が制定され、様々な実効性のある取組みがはじまっております。新得町の手話に関する基本条例の町の責務、第4条には町は手話を使い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための施策を推進するものとするとなっております。本当に手話の使いやすい環境整備を図ってまいります。本町において、答弁いただきました国・道のそういうものを見てからということではないので、そのようなものが整備されましたら、迅速に整備していただければなと願うところであります。最後になりますけれども、聴覚障がい者にとって本当に情報、コミュニケーションは、まさに生きるための基本的人権であり、社会生活社会活動のどの場面においても保障されるべき権利です。地域における聴覚障害者の状況ニーズに応じてコミュニケーションが適切に提供されるべきと考えております。以上で、手話言語に関する取組みの推進を求めて質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『防災対策について』、『町営プールについて』以上2件について、上村議員の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）防災対策について。

北海道や東北地方を襲った数々の台風は、各地に大きな被害をもたらしました。今回の台風などで被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。異常気象が要因と思われる4つの台風の襲来やゲリラ豪雨のような集中的な大雨は想定外だったかもしれません。幸い本町は被害がなかったことから、今回災害に襲われた自治体の対策について、研究すべきと考えます。昭和37年8月、本町を台風9号・10号が襲来し、大江・然別・砥の川・仁木大橋とすべての橋が流された記録が残っています。その時どのくらいの降雨量であったのかわかりませんが、川の水位によって氾濫情報が出され、避難勧告を町が発令すると考えますが、本町はこの情報をどこから受け取り、どのような手段を使って伝えていくのでしょうか。また、本町の洪水ハザードマップが平成22年に作られ、各家庭に配られています。避難施設も変わっていますし、津波情報も併せて作り直す必要があるのではないのでしょうか。現在、原発事故を中心に防災訓練が実施されていますが、それと同時に防災対策に対しての情報・学習も大事だと考えますし、図上訓練でシミュレーションしておけばとても役立つと考えます。ぜひ、そのような機会も取り入れて欲しいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、上村議員からの防災対策についての質問にお答えいたします。

1点目の本町は避難勧告を発するまでに至る情報をどこから受け取り、どのような手段を使って伝えて

いくのでしょうかについてであります。国土交通省がインターネットに公開している「川の防災情報」により、余市川の水位を10分ごとにリアルタイムで確認しております。その他の河川につきましては、目視で確認を行っております。また、避難勧告等の発令につきましては、短時間で広く周知することができる、防災行政無線での情報発信が主となりますが、必要に応じて緊急速報メール、広報車及び電話等で情報をお伝えいたします。

2点目の洪水ハザードマップを津波情報も併せて作り直す必要があるのではないのでしょうかについて申し上げます。津波浸水予測範囲につきましては、北海道で公表している「津波浸水予測図」によりますと、本町は津波浸水予測範囲外となるため、ハザードマップに津波浸水予測範囲を掲載することとはなりません。現在、指定避難所及び指定緊急避難場所に設置されている標識の交換工事を行っており、新しい標識には海拔表示を設けているため、浸水を伴う災害においては、避難先の目安とすることができます。また、土砂災害警戒区域等の指定が北海道により進められておりますが、その調査は、平成31年までに終わることとされております。そのため、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、洪水の浸水想定区域及び土砂災害の被害想定区域が一冊で確認することができる「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、配布することを検討しております。

3点目の防災対策に対しての情報や学習、図上訓練でのシミュレーションにつきましては、本年度中に「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所運営図上訓練を実施することを計画しております。図上訓練を行うことで、実動を伴った避難訓練に参加できない住民の皆さまにも広く参加いただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）1点目の避難勧告等の発令であります。この避難勧告、避難指示等の発令基準というのはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）避難勧告の判断、伝達マニュアルというものを町の方では作っておりまして、その中で避難勧告の発令基準というものを定めております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この間の台風10号で岩手の9人死亡の高齢者施設ですが、移動に時間がかかる高齢者らの避難開始を求める避難準備情報の意味を知らなかったとはいえ、町が避難勧告や指示を出していなかったことも指摘されています。基準があれば、暗くなっていたので勧告を出さずの方が危ないという判断はしなかったのではないかと思います。仁木町ではそういう基準があると今お聞きしましたので、ぜひその基準に沿って勧告を出してほしいなと思います。また、仁木町では要配慮者利用施設の管理者が自主的に作成する避難確保対策を把握されているのかお伺いします。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）各施設のですね避難行動計画のようなものはあるというふうに確認しております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）その避難勧告避難確保計画ですね、要配慮者利用施設の管理者との連携を本当に積極的に進めていただきたいなと思います。今ある避難勧告というのは、施設の避難計画というのは、原発

を主とした避難の仕方かと思えますけれども、その点では水害とかも想定したそういう避難計画を出されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）それぞれの施設において、避難の行動計画というのは定めていると思えますけれども、その中で原子力災害、その他の自然災害、いろいろなパターンで考えているかと思えます。その辺はですね、町の防災の方の担当ですとか、福祉の方の担当ですとかと、それぞれの施設の方と連携を持って実際の避難のときにはあたっていきたいと思えますし、通常からも避難行動につきましても情報交換をしながら、非常時にはどう対応すればいいのかということをお互い意見交換などもしていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）ぜひよろしくお願ひします。防災無線で情報がより早く住民に伝わると、今思えますけれども、要援護者を調べましたけれど、その要援護者に対しての支援者というのは決まっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、要援護者なりそういう方々に対して、町内会単位ですとか、又はその地区ごとにですね、いろいろで、この方の場合のご近所の誰々というような形で、ある程度は押さえているというふうに認識しています。ただ、確実にその方たちという以外にもですね、まだわかっていないような方でその後いろいろ変わってきて、支援が必要な方とかというのも出てきているかと思えます。それは、その都度その都度また考えながらですね、やっといこうというふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そういうふうにご近所で決まっているとしても、その方たちを避難させるのは大変なことだと思うんですね。富良野市では川の氾濫が危険ということで、役場の方が真夜中に1件1件訪問して避難所に運んだということで、災害の方はなかったようですけれども、やはりこう支援者と連絡を密に役場が行っていかなければ、やはり救われない方もおられるかと思えますので、その点はよろしくお願ひいたします。

2点目のハザードマップですが、洪水の時、地震の時、自分がどこに避難すればいいのか、地区ごとに避難場所を示していただけにないでしょうか。そして海拔表示も書いてくれると、その避難場所の海拔表示を目安になると思えますので、ぜひハザードマップに入れて欲しいのですがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）現在のですよね、ハザードマップをですね、作りかえる段階で、平成31年を目途に作りかえる予定でございますが、その段階では、各避難所の海拔表示ですとかそういうものをですね、そのハザードマップには入れていけるかなというふうに思っております。洪水が起きたときの、どこの避難所に逃げればいいのかということでございますけれども、そのときの災害の状況によってはですね、例えば町民センターに逃げるですとか、フルーツパークに逃げるですとか、いろいろな場合が想定されるかと思えます。そのときの災害によって避難場所も変わってくるかと思えますので、一概にこの地区の方はこの避難場所に逃げてくださいますということですね、今ちょっと示さない方がいいのかなというふうに考

えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）国土交通省は、災害に備え時間に沿って対応を決めておくタイムライン事前防災行動計画の策定を全国で進めていて、道内では滝川市が国・道などと共に作成し、今回の台風で初めて運用されたと聞きます。ハザードマップと組み合わせれば防災対策の強化につながると思いますが、こういうこともできるでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）今の上村議員の方からお話がありました滝川市のタイムラインのことでございますけれども、そのようなこともですね、ちょっと今後研究してまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）道の調査が31年度に終わるということですが、こちらの構えができていればそれにすぐに対応していけると思うので、ぜひよろしく願いいたします。

3点目は避難所運営マニュアルも策定しているということですし、より多くの人に図上訓練に参加していただけるよう各町内会に呼びかけ、自分たちのことなので住民も積極的にかかわって欲しいと思います。ぜひその呼びかけもよろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）避難所運営マニュアルにつきましては、現在策定中でございます。避難所運営図上訓練につきましては、今年度計画しているものでございます。今年度、1月から2月を目途にですね、その図上訓練をやりたいというふうに考えておまして、町内に募集をかけまして、希望のあるところからやっていきたいと思っております。なるべく小さな、小さな塊でと言いますか、小さな集団でと考えておりますので、町内会館を利用したり、それぞれの地区のですね、集会、日々集会に使っているようなところを使ってですね、できればなと思っております。自主防災組織が町内に10ございますので、そちらの方たちにも呼びかけたり、あとは町内会を通じて呼びかけて図上訓練は行なっていきたいと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）ぜひ、そういう町内会単位で、小さくやっていただけると参加しやすいのかなと思いますので、よろしく願いいたしまして、以上で防災については終わります。

次に、町営プールについて。教育委員会がまとめた報告書の町営プールの管理運営事業の中で、「青少年並びに広く地域住民に水泳の技術の普及向上と健康の増進・体力づくりを奨励するため、町内プール3か所の適切な管理運営を行っています」と報告されていますが、事業の改善のところで、「銀山・然別水泳プールの設備機械の経年劣化が著しく、廃止等も含め検討する必要があります」となっていました。仁木水泳プールは問題ないのでしょうか。現在全国で87%の小学校にプールが設備されており、本町の場合、小学校の水泳授業は町営プールを利用されているということですが、町営プールの関係について、1. 水泳授業は各学年何時間あるのでしょうか。2. 中学生に水泳授業は必要ないのでしょうか。3. 町営プールの水温は何度で設定しているのでしょうか。4. シャワーの温度は何度くらいでしょうか。5. 洗面、うがい、洗顔する場所はあるのでしょうか。以上の点についてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今の、上村議員からの町営プールについての質問にお答えします。

1点目の水泳授業は、各学年何時間あるのでしょうかについて申し上げます。平成28年度の水泳授業は小学校は全学年で実施しており、仁木小学校は各6時間、銀山小学校は各8時間となっております。

2点目の中学生に水泳授業は必要ないのでしょうかについて申し上げます。文部科学省の中学校学習指導要領の保健体育において、水泳の内容が示されており、その取扱いについては、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる。また、保健分野の応急手当との関連を図ること」とされております。中学生に水泳授業は必要ないということではありませんが、計画的な授業の実施や授業時数の確保などを考慮し、町内の中学校では水泳授業を行っておりません。なお、水泳の事故防止に関する心得については、健康・安全に気を配ることができるよう保健分野において指導を行っております。

3点目の町営プールの水温は何度で設定しているのでしょうかについて申し上げます。プールの水温につきましては、厚生労働省が示す基準「原則として22度以上とすること」、また、利用者の多くが小中学生であることから、全国の学校水泳授業における一般的な基準「気温と水温の合計が45度以上」を踏まえ、町内各プールの開設基準を「気温と水温の合計が45度以上で、かつ水温が22度以上」としております。

4点目のシャワーの温度は何度くらいでしょうかについて申し上げます。シャワー設備につきましては、各プールとも水道水によるもので、水温は約22度となっております。

5点目の洗面、うがい、洗顔する場所はあるのでしょうかについて申し上げます。各プールとも水飲み場を兼ねた洗面場所を設置しております。議員仰せのとおり、平成27年10月に報告いたしました「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」において、町営水泳プールの管理運営事業については、銀山（昭和44年建設）及び、然別（昭和47年建設）の水泳プールについては廃止等も含め検討する必要があるとしております。仁木水泳プールにつきましては、昭和46年の建設以来45年が経過しておりますが、平成22年度にろ過機の改修工事を実施しており、今後におきましても必要に応じて修繕等を行いながら、適切な管理運営にあたってまいりたいと考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）初めに、プール授業は6時間という3日間か4日間として、仁木町の場合、暑い日が夏休み中が主ですから、このプール授業はこなしているのかどうかお聞きします。先程、プールの日数が出ていましたけれども、やはり7月が少ないという、雨がなくてプールを開ける日数が少ないと聞きましたけれども、授業としてはこの3日ないし4日ってというのはこなしているのでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）只今の質問でございますが、仁木小学校におきましては、各学年2回ずつで1回ずつ雨天等で中止になっております。銀山小学校につきましては、予定された2回とも実施しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）水温が22度以上は全国の平均をとっても34%、23度が23%を示しています。しかし気温と水温の合計が45度以上というのは、やはり北海道にとって少し低いと思います。水温で22度だと、気温が23度ということになりますから、やはり子どもたちが水泳プールが寒いと感じるのじゃないかなというふうに思います。日本学校保健会を出している学校における水泳プールの保健衛生管理という資料では、気温と水温の合計50度となっている、そういうところもあります。これは、文科省で決めてはいない

のですけれども、やはりうちの場合、屋根も周りも付いていない屋外ということで、この水温ではどうなのかなという気がします。低学年や初心者ほど水温に敏感で、一般的に22度未満ではあまり学習効果は期待できないと言われています。そのため、水温が若干低くても気温が高ければ不快感は少ないと思いますし、反対に水温が高くても気温が低ければとても寒くて快適ではありません。プール授業の前に、温度を測っているのでしょうか。朝測るのか、プールの温度っていうのはいつ測るのでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）プールの水温の検査につきましては、午前中、開設前10時からとなっておりますのでその前後、更には午後にも測っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）次に、4点目のシャワーですが、シャワーは何のために設置していますか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）プール内には残留塩素が含まれておりますので、プール利用後の体の清浄等をする。更には目の洗浄をするだとか、そういったことで使用しているということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）シャワーは衛生面で、最初にプールに入るときに足を洗うところと体を洗って衛生面で使用すると思うんですけれども、この22度の水道の水そのものですと子どもたちはもう冷たくて、そのままぱっと通り過ぎて、全然洗うところではないと思うんですよね。せめてシャワーだけでも温水にしてみようことはできないのでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）現在の施設設備の段階では、困難というふうに考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）仁木プールは45年が経過していて、必要に応じて修繕しながら使っていくということなんですけれども、あと何年ぐらいここを使っていけるのでしょうか。銀山プールについては廃止を含め、検討するとありますが、両方合わせてどういう方向性を持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）上村議員からの一般質問の中で、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価及びその報告書を見てのですね、質問もあるかと思いますが、現在仁木、然別、そして銀山と3か所ありまして、然別のプールについては既にもう町内会の方ともお話しまして、いわゆるそこに防火用水が然別地区でできたときには、そのプールは廃止してもいいですよと、また、それ以前に、大規模な修繕が伴う場合、何百万円とかですね、何千万円とかかる場合については廃止してもいいということで、町内会の方との合議が付いているものであります。銀山については、まだ具体的に連合町内会、また、学校とも話しをしておりませんが、仮にこれで、銀山で水泳授業ができなくなったと、プールがなくなってできなくなった場合については、仁木に来るのが良いのか、それとも赤井川都にも温水プールがございまして、私は赤井川の教育長とも話しをしましてですね、もし銀山のプールが廃止といった場合については、受入可能かというところまでお話ししてございます。当然、新しくプールを建設する、修繕する、その経費とその水泳授業に対するバスのチャーターと言いますか、それを考え合わせたくて銀山の方でもですね、連合町内会と協議しながら進めていきたいと思っております。プールの寿命というのは

ですね、私もいろいろとこう調べてみたんですけども、うちのプールはFRPではないんです。鋼材とって鉄板にそして塗布している、ペンキを塗布しているものですので、やはり錆とかきます。いわゆる50年くらいというふうには言われておりますけれども、既に毎年ですね、腐食したところについては、研磨をかけて、そしてペンキを塗っていると、それよりも一番大切と言いますか、ろ過機の問題なんです。循環して水をきれいにする、そのろ過機も過去にですね、ろ過機は平成22年度に仁木のプールのろ過機の改修工事で500万円ほどかけています、500万円以上かけています。ですから、このろ過機は仁木のプールは昭和46年、もう既に45年が経っております、そして平成22年ですから、今から6年前、大体40年ぐらい持っているという計算になります。ですから、この22年度にろ過機を替えた上で、それをこれからですね、修繕はしないということにはなりませんけれども、ろ過機が壊れたときにまたどのようにして、今後その仁木の水泳プールを維持していく、また、修繕していくかということにはなろうかと思っておりますけれども、何とか町内1か所でもですね、教育委員会としては1か所でも、子どもたちのために管理運営を図っていききたいなというふうに私は思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）管内のプールを見ましても、上屋が付いてないプールでいるところっていうのはないかと思うんですけども、ほかの地域で上屋付きじゃないところってあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）詳しくは調査しておりませんが、上屋がないプールについては現在、承知していない状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）温水プールを作れとまでは言いませんけれども、せめてやはりこうビニールハウスで覆ってもらえる、そういう清潔面もそうですし、温度の面でも雨降っても屋根が付いているとプール授業もできますし、本当にこの屋根、上屋付きをぜひ考えてほしいと思っておりますけれども、無理な話なんじゃないでしょうか。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）これまで上村議員がプールの関係について、何度も一般質問しているというのは、私承知しております。平成22年の一定でも「屋根つきプールのお願い」ということで一般質問しております、当時の原田教育長が答弁しております。その当時、仁木のプールを覆うとした場合、幅25m、長さ50m程度必要とし、鉄骨で頑丈な構造になる。経費は最低でも6000万円ぐらいを試算していると、これが平成22年ですから、今からもう6年前になります。人件費資材等の高騰を含めますとですね、1億円近くかかるのかなというふうに思いますけれども、前にも、これ私、答弁したことを記憶しているんですが、確かにないよりはあったほうが良い。ただ、なければどうするのかと、例えばスキー場一つにしてもですね、北後志、赤井川を除いてスキー場を持っているのは仁木だけです。そして、その仁木に余市、古平、積丹の小・中学生が通ってきていただいております。当然プールということになりますと夏場、そして少し寒くなったらもう完全閉鎖になってきますけれども、そうした場合には、仁木の水泳スポーツ少年団も余市の方に行って、余市の温水プールで練習しているという部分もございまして、その辺はですね、お互い町村持ちつ持たれつの部分もですね、どうかご理解いただきまして、1年でも2年でもですね、仁木の場合屋根は付いておりませんが、仁木町の仁木のプールをですね、管理運営していきたいな

というふうに担当としては考えておりますので、なにとぞその辺はご理解を願いたいなというふうに思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）屋根付きじゃないプールで寒くている子どもたちのことを思うと、本当に今の答弁は聞かせたくないんですけども、やはり、水難事故への対応ということで、小学生にプール授業というのが入り込んできたかと思うんです。やはりこう大人にとってみても健康増進とか、いろんな意味で水泳授業というか、そういうものは今オリンピックでも注目されていることもありますけれども、やはりこう仁木の子どもたちにのびのびと水泳をさせてあげたいというのが父母たちの考えなので、やはりこの6000万円をなるべくこう安くできるような方策というかそういうものも考えながら、ぜひ、仁木町の子どもたちにこの上屋付きプールの実現をよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて『ふるさと納税について』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）ふるさと納税についてご質問します。

昨年度から始まったふるさと納税について、お伺いします。本町における平成27年度のふるさと納税寄附金額は1億円を超え、全国で119位であったと伺っています。これに対し、今年度の寄附金額は減少しているとのことですが、現在までの寄附金額・件数はどのようになっているのでしょうか。減少しているということであれば、何が原因なのでしょうか。本町のふるさと納税は、昨年からはじめたばかりですから、今後の取組み方で寄附金額を増やしていくことも十分可能だと思います。今後ふるさと納税をどのように推進していくか、何か検討はされているのでしょうか。次に、ふるさと納税寄附金の活用方法について伺います。現在のふるさと納税返礼品は、サクランボやトマトなど生鮮食品が中心となっていますが、農産物は生産される期間が限られているため、農閑期におけるふるさと納税は減少してしまいます。農閑期でも贈呈できる加工品等の開発を考えていく必要があると思いますが、その開発にふるさと納税寄附金を活用してはどうかと考えます。そこで町長の見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のふるさと納税についての質問にお答えいたします。

1点目の今年度の寄附金額・件数についてであります。8月末現在において、5461万8500円で5047件の寄附申込みとなっており、対前年比は金額・件数ともに36%減となっております。前年に比べて減少している原因を委託事業者と協議したところ、4月14日発生 of 平成28年熊本地震の影響、山形県のサクランボが前年に比して豊作であり、昨年は6月中旬に申込受付が終了となりましたが、今年については7月上旬まで申込受付が可能であったことが影響していると分析しております。

2点目の今後ふるさと納税をどのように推進していくか、何か検討はされているのかについて申し上げます。ふるさと納税は寄附行為でありまして、本町の特産品販売を目的にしているものではないですが、寄附が増えることにより、特産品のPRにつながるものと考えておりますので、農産物のブランド化を図るためにも、SNSによる電子媒体の有効活用、イベントや果実とやすらぎの里大使によるPR活動などを実施してまいりますが、新たなPR方法につきましても調査・研究を行ってまいります。

3点目の農閑期でも贈呈できる加工品等の開発に寄附金を活用してはどうかにつきましては、昨年度においては、主力のサクランボが1位で3824件、2位のトマトととうもろこしのセットが775件、3位がアイ

スで747件となっており、4位以下はプルーン、ブドウ、メロンと続き、アイス以外の加工品の贈呈が931件と少ない状況であります。商品開発につきましては、関係団体に平成13年度から補助しておりますが、新商品の開発までには至っていない状況でありますので、今後においても商品開発に対する支援を継続してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）それでは1点目から、もう一度質問させていただきたいと思います。

答弁の中で、委託業者と「協議」とあり、その中で私としては他人事のように感じられるのですが、町として本当にどういう原因で減少したのかということをつまえているのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ちょっと他人事のように聞こえるというような、今お話がございましたけれども、そんなことはございませんで、ふるさと納税につきましては、町と委託事業者でありますJA新おたるとですね、日々協議しながら連携しながらやっているところでございます。その中で、今回ふるさと納税の寄附金額が昨年度に比べて少なくなったその原因について、委託事業者の方の者とですね、うちの者と一緒になって、その原因を確認したというところでございます。決して他人事ということで、このふるさと納税に町が取り組んでいるということではございません。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、課長も申しましたが、決して他人事のように委託業者に任しているわけでは到底ございません。それを言うならば、昨年の方がむしろ委託業者に丸投げしたようには我々も反省をしておりますけれども、今回はあくまでも農協とタイアップして、たとえ寄附金額が少なくなろうが、より良いものを出していこうという思いの中で、連携してちゃんとやっておりますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）今の言葉で安心しました。そんな中でですね、昨年度のリピーター率はどれほどだったのかお教えてください。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）8月末現在の集計でございますけれども、リピーター率は8.31%となっております。リピーターの数は、719件というふうに計算しております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）実際にこのリピーター率が減っているという分野で言えば、私の考えであれば、ふるさと納税返礼品が来た時点でふるさと納税をしてくれるという皆さんは、仁木町の中で何かこう使っていただきたいと、町が活性化したら良いなというような思いでしていると思うんですよ。そういう中で、確かにふるさと納税というのは返礼品の部分で選んでいる部分もあります、確かに。したがって、この8.31%というのは、せめてリピーター率が30%ぐらいあって良いのではないかなと思うんですよ。その中で8.31%という部分であれば、逆に昨年度の部分でどのような原因があったのか。何かがあったから8.31%になったと思うんですが、その部分でだいたいその辺で、この町として何が要因で8.31%に下がったのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）リピーター率と言うのは、昨年ご寄附をいただいた方が今年ご寄附を、またご寄附をいただいた方でございますけれども、その前の年に比べて、その前の年は数件ですね、ふるさと納税だったんですよね。それが昨年1億円を超えるまでになりましたので、そこでたぶん集計はしておりませんが、その前の年にしてくれた方が昨年の1億円の中に何人入っているのかという集計をしておりません。そのリピートがどのくらいあったのかっていうことはわかりません。昨年やったものと今年、今まで28年度にあったうちのうち8.31%になったということですので、リピーター率はそう下がったとかっていうところは、ちょっと統計がないので何とも言えないのですけれども、通常、農産物をインターネット販売している方ですとか、通常観光農園さんなどに普段来ているお客様がまた今年も来ているだとかっていうそのリピートのもの比べれば、もしかしたらこのリピーター率は低いのかもかもしれませんけれども、通常その30%ぐらいではないのかということだとか、この8.31%が低いのだとかっていうところはですね、ちょっと比べるものがないものですから、低いか低くないのかというところは答弁のしようがないということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）予算委員会の時に、私やっぱりふるさと納税のことで、何か町に何かを感じてもらって、感じてくれてそうして今年も仁木町にふるさと納税をするという気持ちになると思うんです。そういう中で仁木町の紹介だとか、そのパンフレットを入れたらどうですかっていうことを言ったと思うんですよ。その回答の中では、今年は予算を取っていないという回答でした。だけど、実際にそういうことからもすることによって、リピーター率が上がるんじゃないかと思うんですよ、実際に。それとか暑中見舞いだとか、あと寒中見舞いだとか、こういう部分というのはやっているところも実際にあるんですよ。町村名を言うと池田町なんですけど、ふるさと納税がかなり少なかったと。その中で、職員と地域おこし協力隊とで文章を作って、その横書きに手書きで暑中見舞いを出したそうです。そういう中で返礼品もいろいろまた試行錯誤してやったところ、3倍以上増えたそうです。これ実際に池田町の人から聞いたんですけども、そういうのもありましてね、何かこうふるさと納税の部分に、ここの初めてやった1年間が確かに、実際によそに頼んでやったという部分がありますけれども、だけど実際にその中で1億円っていうものが集まった実績を持っている中で、当然それを超えるような、やっぱりリピーターを増やしていかなければならないと思うんですよ。そういうふうにするによって、当然この町も良くなるだろうし、町民の皆さんの見方も変わってくると思うんですよ。何か努力をしなきゃならないということなんですけど、今後そういう部分を考えてやっていこうと思いますか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）今、池田町の例を嶋田議員の方からご紹介いただきましたけれども、リピーターの対策ということではないのですけれども、昨年ご寄附をいただいた方に対して、町の方からですね、今年のご寄附についてのご案内もインターネットメールではございますけれども、皆さんに差し上げてお知らせしているところでございます。その他、今池田町の例、池田町の暑中見舞いの例がありましたけれども、管内でもですね、新聞報道などによりますと地元の風景の写真を送っている町村だとか、そういうところもございます。そういうような取組みが、どの程度効果があるのかということもですね、今後研究して、できるものであれば対応して参りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）そういう部分では、今後そういう部分で本当に来年度からやっていただければと思います。

2点目ですが、寄附が増えることで特産品のPRにつながるという考えだと思うんですよ。先程言ったように、どうやって寄附を募るかということを見ると、先程言ったようにSNS、それから電子媒体、また、大使によるPRとそういうふうに町長は言っていました。そんな中ですね、私も仁木町のホームページをちょっと見たんですよ。当然、委託はしているんですよ。委託しているなら、その部分でネットに載っている部分は良いんですけども、町のホームページの中に、ふるさと納税を始めましたとなっているんですよ。それを、開くと開かないんです。ただ、ふるさと納税をはじめただけしかないんです、実際に。仁木町のホームページの中でも、やっぱりホームページも当然仁木町と出たら、ホームページを見る人がいるんで、ふるさと納税を始めましたというのは2015年4月1日か、それだけしか載ってなくて、そこにやっぱり返礼品だのそういうものを載せるべきだと思うんですよ。ホームページを見て、そしてする人もいると思うんですよ。だからPRと言いながら、そのSNSでも電子媒体でも有効活用できていないという部分があるんですよ。要するにホームページがあるんだから、ホームページにどんどんアクセスされてきたときに、それで見ると見る人もいるのにそういうものにも出ていない。その辺をもう少し町として、委託業者もいるけれども、町としてもっとこうPRの仕方っていうか、広げてほしいんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）町のホームページのことでございますけれども、ふるさと納税をはじめましたというそのページからふるさと納税の、うちはふるさとチョイスというところに、ふるさと納税をお願いしてページを作っているのですけれども、そちらの方にですね、リンクといいますかページが飛ぶようになっているのかどうかというところは大変申し訳ありません、ちょっと自分も確認しておりませんでした。そこは、後程確認したいと思います。もし、リンクといいますか、そのページが飛ぶようになっていないのであれば、そこは早急に対処してまいりたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）改めまして、そしてですね、要するに仁木町を紹介するパンフレットだとか、仁木町のお礼状とかも、もうやっていると言ったんですけども、そのパンフレットを来年に向けてやっていただきたいんですけども、来年の部分でやれるやれないは言えないと言いますが、そういう方面をきちんと今後考えてもらえるでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）以前より、議会の中でもそのようなご質問をいただいております。それで、企画課の中でも、役場の中でもですね、パンフレットの作成について今、種々協議しているところでございます。現在ですね、町勢要覧というものが以前あったのですが、それがですね、だいぶ古くなりまして、現在それを使うデータが古いものですから、ちょっとそれを今使うことができないような状態しております。町勢要覧の代わりになるというわけではございませんけれども、その観光の部分、町の紹介の部分も含めたですね、パンフレットを今後作っていく方向で検討していきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）わかりました。もう一つですね、ネットの中でふるさと納税の部分で、ふるさと納税

を何に利用しているかという部分もあるんですよ、使い道というのが。そういう中でちょっと参考にしたかったのは、長崎県の平戸市のPRビデオなんですよ。要するに、その町の平戸市というところは、ふるさと納税でちょっと忘れたんですが、全国一位になったことがあって、そのときは14億円ぐらい集まったそうです。そういう中で平戸市を開いていくと、ありがとうという画面が出てくるんですよ。そういう中で、またふるさと納税をしたくなるというようなビデオなんですよ。だから、そういう部分もやっぱりこのただこうやってネットだとかって、こういう部分でなく町のホームページからそこに行けるんだけど、そういうのもほしいと思うんですよ、実際に。そこまで、やっぱり企画ですから、やっぱり頭をひねって自分でもしたくなるようなものを企画してほしいと思うんですよ。確か予算の中に、仁木町のPRCDみたいなものを作るような予算もあったと思うんですが、そういう部分のものというのはもうできているんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）仁木町のPR用のビデオというのはまだできておりませんで、北後志のですね、観光の集まりがございまして、その中でですね、仁木町の分、余市町の分、古平町の分というような形で少しずつ映像コーナーがあって、そういうのは作っております。仁木町の観光と言いますか、仁木町を紹介するビデオにつきましても、昨年の総合戦略をつくる段階で必要ではないかというような議論もございました。28年度の予算、28年度の事業にはそういうのは盛り込んでおりませんでしたけれども、今後ですね、時期を見てそういうことをもうちょっと研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）そのPRビデオという分野では、そんなに高いものじゃないんですよ、実際に。4～50万円も出せばいいのを作ってくれるところがあります、実際に。そういう部分をやっぱり研究してというのはわかるんだけど、実際にもうやらなきゃならないと私は思うんですよ。やっぱり自分自身、その乗り遅れるのが嫌いで、どうしても前に進んでいきたいという思いから、やっぱり前を歩いていきたいんですよ。これを見たらみんなの顔が笑顔になるような、そういうビデオを作っていただければPRになると思うんですよ。そういう中で町長が上京したりしても、オンリーワンでの宣伝もできるでしょうし、そういう部分ではやっぱり当然その仁木町のPRというのは、本当にやろうと思う姿勢は見えるんだけど、なかなかそこまで行き届いていないというのが私の目から見えるんですよ、実際に。だから、ふるさと納税という分野は納税だから、それを納税してくださいというのはあんまりというような感じで聞こえるんだけど、実際はふるさと納税をしてもらう部分というのは、逆にふるさと納税をしてくれる国民の皆さんが、逆にその町に協力したいと思ってしているんで、逆にPRして自分たちはこういうことやっているんですと、その中でこの町がこういうふうになりましたという、そこまでこう毎年、今年はどういうことをしましたとか、そういう部分のわかるものも一緒に毎年入れてほしいんですよ。実際、今までそういうのが実際なかったんで、今年ふるさと納税をしていただきました、その一部分でこういうことしました、それが子どもたちのためにこういうことをしました、敬老会でこういうことをしましたとか、そういう部分をPRの中に入れてほしいんですけど、その辺どう思いますか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税をしてくれた方に対して、その納税でどんなことをしたのかということ町の方からお知らせするようなことだと思います。それについては、只今、町の方から出している

お礼状の中にもそういう文言はございませんし、町のホームページにもどのようなことに使ったかというようなことを掲載もしてありません。今後ですね、町のホームページにつきましては、昨年いただいた寄附で町がどのようなことをしているのかというようなことをですね、お示しして、ふるさと納税をしてくれる方ですね、仁木町への寄附の少しでもその寄附の使われ方がわかるような取組みをですね、していきたいというふうに思っております。また、今はお礼状の中にはそういうような何に使ったかということは特には書いておりませんので、そこは工夫してですね、できるかどうかということもですね、ちょっと検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）検討するというので、よろしく願います。

3点目についてなんですが、商品開発に15年ほど加工品をつくる開発のために、町の方から補助を出している部分は私も知っています。基本的には、観光センターですかね。そして、実際に、ここにある商品で加工品という分野で言えば、確かに町としてのものでは、実際トマトジュース、ジュース、ジャム、アイスクリームも業者さんが作っている部分がありますけれども、実際には一番ジュースの方が多いでしょう。そういう中で、加工品を作ることによって、農業の方の農家も利益を上げられる分野もあるんですよ。それはなぜかといいますと、当然自分たちで作ったものを加工業者にやってキロ単価何円で渡して、だけど自分のところの原料で自分の売り上げの部分にするためには、良いものを商品開発して、それが火が付くと冬の間も利益が上がるようになるんですよ、農家が。循環型というものですけれど。だから、11月でだいたい農繁期が終わって、12月、1月、2月、3月、4月、5月、半年ですその間というのは本当にお金が農家は入ってこない。その部分を本当にその周りの人が欲しくなるようなものを開発できないかという分野で質問したんです。それは何が一番かというのと、やっぱりトマトの分野だと思うんですよ。トマトの分野で何か全国発信できるようなものが作れないかと。そういう部分にふるさと納税での寄附金で少し開発費を出してはどうかという質問なんですよ。実際に15年経って支援して商品化になっていない、まだ実際に。一部はなったかもしれないんだけど、実際にその部分がやった部分で商品化になったものは何かあるかちょっと教えてください。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）商品化になったものについてでございますが、いくつかございます。フルーツあめ、サクランボもち、フルーツゼリーの5種類のセット、ブルーベリー醬油、そこが商品化になっております。現在は販売中止となっておりますリング餅ですとかブルーベリー餅も、一時商品化されております。あと、今は販売を中止しておりますが、サクランボジュースというのもございました。サクランボドロップというのもございまして、そちらについては今は販売を中止しております。その他ですね、販売はされませんでしたけれども、商品開発したものとしてはブルーベリードリンクですとか、プルーンワインリキュール、トマトジャムというものがございます。その他もですね、商品開発、販売にはならなかった試食までの検討というものは、あと数点ございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）まあいろんなものがあるというのを初めて知りました。実際にキャンディーだとかゼリーは覚えていたんですが、他の物、それとジュースもありましたが、それほどあったのかと思います。しかし、その部分で仁木町の特産品という分野まではいっていませんよね、実際には。ごく一部の観光を

やっているお店、やっているところにあるというだけで、他のところにはたぶんっていないと思うんですが、そういうのじゃなくて本当、私は本腰を入れて実際に売れる物。この町の農業をやっている人たちが利益が上がる物、そういう物をそういう特産品を作ってはどうかと。そのための開発、商品開発のために少し使わせてもらえないかなという、そういう思いで質問しているんです。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税をいただいたもののうち、返礼品ですとかふるさと納税に係る経費以外のものにつきましては、ふるさと振興基金の方に積んでおります。ふるさと振興基金の方に積んだ基金につきましては、平成28年度ふるさと振興基金では地域づくりのために、地域づくりの事業のために使うということで積んでおります。具体的にふるさと振興基金から一般会計の方に振り替えて事業を展開していくわけなんですけれども、事業を展開していく中で、28年度につきましては町民に身近なものに使いましょうということで、福祉ですとか教育ですとか医療ですとかそういうものに、そういうものの拡充のところに、ふるさと納税の基金をふるさと納税で積んだ基金を使わせていただいたところでございます。28年度につきましてはそういうふうに使いましたし、今後もたぶんそこは同じように使うのかなというふうに思っておりますが、また29年度どのように使うのかにつきましては、庁内で議論をしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）私としては返礼品のほとんどが農産品ですよ、実際に。だから、そういう部分で考えると、少しはその辺に使っていいんじゃないのかと私は思います。確かに福祉だとか子どもたちだとか、そういう暮らしやすいまちをつくるためにやる部分というのはものすごく大切なことです。しかし、その部分をもっとよくするためにも、そういうものができることによって町も潤う、農家も潤う、そういうふうに私は思います。実際に、それを開発する部分で100万円も200万円もという分野ではないんです。ごく一部でいいんです。ですから、今後このことをもう少し考えて、結論は出ないと思うんですが、実際のところ、もう時間ですからあれですけども、もう一度12月にその部分でちょっとひっかけて聞きますので、12月の定例会までに考えておいてください。以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第10 議案第1号

平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第2号

平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第3号

平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第4号

平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第10、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第13、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました4件につきまして、提案説明を行います。

まず、議案第1号、平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号、平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号、平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第4号でございます。平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上4件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、住吉議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成27年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く委員7名で構成する、平成27年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成27年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 3時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。

平成27年度各会計決算特別委員会委員長に野崎議員、副委員長に住吉議員が互選されました。閉会中の審査、よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第14 議案第5号

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億214万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ994万4000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ35億214万5000円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計994万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億214万5000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計994万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億214万5000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。橋りょう補修事業につきましては、社会資本整備総合交付金の国の平成28年度補正予算に伴い、橋りょう補修事業の追加工事の実施により330万円を追加し、補正後の限度額を4880万円に変更するものでございます。臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が決定されましたので、262万2000円を減額し補正後の限度額を8237万8000円に変更するものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、6ページ歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金968万4000円の増、地方債330万円の増、その他財源11万2000円の減、一般財源292万8000円の減となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、42万7000円に決定されましたので、12万7000円を追加するものでございます。

次に、8ページでございます。10款、1項、1目、地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が17億1513万3000円で決定されましたので、特別交付税予算計上額1億2500万円と合わせた予算額を18億4013万3000円とし、3512万3000円を追加するものでございます。前年度の普通交付税と比較いたしますと、3475万2000円の減になってございます。

次に9ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金につきましては、地域子育て支援拠点事業の補助基準の変更に伴い11万7000円の追加、5目、土木費国庫補助金につきましては、国の平成28年度補正予算に伴い橋りょう補修事業及び道路ストック補修事業の追加工事の実施による社会资本整備総合交付金945万円の追加でございます。

次に、10ページでございます。15款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金につきましては、地域子育て支援拠点事業の補助基準の変更に伴う11万7000円の追加でございます。

次に、11ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、地方交付税等歳入の増及び歳出の減に伴い5097万2000円を減額するものでございます。

次に、12ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入1452万9000円の追加につきましては、北後志消防組合負担金の過年度精算金、北海道市町村退職手当組合事前納付金精算還付金等によるものでございます。過年度収入につきましては、目を7目に新設し、障害福祉サービス及び障害児給付費負担金の過年度分76万5000円を追加するものでございます。

次に、13ページでございます。21款、町債につきましては、先程の地方債補正で説明したものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費271万7000円の減額につきましては、第2回定例会で否決となりました特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例改正及び管理職手当の見直し等の関連予算を減額するものでございます。なお、他の款における職員手当等の減額につきましても同様の減額理由でありますので、各款ごとの説明は省略させていただきます。

次に、16ページでございます。2目、交通安全推進費1万1000円の減額につきましては、区画線設置工事の執行残、4目、財産管理費224万7000円の減額につきましては、除雪機の修繕経費の追加及び職員住宅改修工事の執行残の増減によるものでございます。

次に、17ページでございます。下段でございますが、4項、選挙費、3目、余市川土地改良区総代選挙費10万8000円の減額につきましては、余市川土地改良区総代選挙における執行残を減額するものでございます。19ページまででございます。

次に20ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、心身障害者特別対策費44万1000円の追加につきましては、平成27年度の心身障害者補装具給付事業及び心身障害者自立支援医療費給付事業の交付額の確定に伴い、返還金が生じたことによるものでございます。6目、後期高齢者医療費5万8000円の減額に

つきましては、後期特会への繰出金の減額によるものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費35万円の追加につきましては、地域子育て支援拠点事業の補助基準の変更に伴う補助金の追加となっております。

次に、21ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、下段でございますが、3目、予防費15万1000円の追加につきましては、予防接種法の改正に伴い、10月から定期的予防接種の疾病疾患にB型肝炎が追加されることに伴い、委託料の追加を行うものでございます。

22ページにつきましては、管理職手当の減額でございますので、次に23ページでございます。中段でございますが、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費6万円の追加につきましては、第2回定例会で町道認定されました町道の道路台帳図の策定経費の追加、2目、道路維持費250万円の追加につきましては、平成28年度の国の補正予算に伴い、道路ストック補修事業、町道仁木駅前線道路付属物補修工事の追加工事を実施するものであります。

次に、24ページでございます。3目、橋りょう維持費1100万円の追加につきましても、平成28年度の国の補正予算に伴い、漁別橋りょう補修工事の追加工事の実施によるものでございます。

25ページは特別職の給料及び管理職手当の減額分でございますので、次に、26ページでございます。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費64万9000円の追加につきましては、銀山小学校の2階教室の一部で雨漏りが発生したため、修繕に係る経費の追加でございます。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費11万5000円の追加につきましては、各種スポーツ大会におきまして、当初の想定を上回る好成績を上げたことにより、参加報償に不足が生じるため、報償費を追加するものでございます。3目、学校給食費49万1000円の追加につきましては、平成27年度の学校給食経費の精算に伴い、赤井川村への返還金が生じたので追加を行うものでございます。

27ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。16ページの総務費、4目、財産管理費、この中の工事請負費で、今回職員住宅等管理経費、これは施設の改修工事ということで239万8000円減額されているわけですが、この関連でちょっとご質問させていただきますが、これは駅裏の今回、町長が入居される住宅と思っておりますけれども、今回、行政報告の中でも、これを職員住宅として位置付けた中で、特別職が入居することを前提に運用し、8月末に仁木町職員住宅管理規則を制定したということでございます。これは公宅という扱いじゃなく、職員住宅としての位置付けということでございますが、その中で、この住宅使用料の関係でございますけれども、この中に住宅使用料の一部を自己負担した上でということで、この一部というのは、まず何なのか。お尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）行政報告の中で、一部を自己負担した中で管理運営を行っていくということで、その使用料の一部ということでありますが、今回町長が入居するということで改修した住宅であります。こちらの方の住宅については、内部で協議した中で職員住宅として位置付けを行っていくことがベターだということの判断をもって規則で制定したわけですが、あくまでも職員住宅ということがあります。そこで、まず今回改修費がございますので、その住宅については既に購入し、当初一般職員が入って家賃

設定がございました。購入時に設定したその基準の家賃設定がありますので、それを基に浄化槽等改良費が発生しております。そこの部分を加味した中で、まず一般職員が入居した場合の新たな家賃設定を行っております。その後、町長が入居するということでありまして、町長の住宅につきましては、町政執行を自宅でも行う必要がある、ただし今の住宅については、その部分は応接室等はですね、設置されておられません、少なからず町政を執行する、町長室、庁舎のみならず、そこにおいても町政を執行する必要があるということからですね、その部分を町政施行を行う場としての取扱いをですね、勘案して、今回一部ということで減額、その金額から減額した中で金額を設定させていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の部分で理解をいたしました。それで普通であればですね、家賃収入があるわけですから、歳入でその部分を補正を今回しなければならぬと思うんですが、家賃がまだ決定していないということなんでしょうか。それと家賃、公宅でないの、家賃の部分についてはですね、一部をいただくということでございますけれども、管内のこういう公宅等の状況を家賃等の状況を調査したものがあれば、どのような状況なのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）まず、通常であれば家賃収入が発生するというので、歳入予算に今回計上してございません。8月末に規則の方を制定して、金額の方も既に設定済みです。あとは日割りということで規則が制定されておりまして、9月中に入居は十分想定されている部分ではありましたが、実際に入居日等ですね、確定しておりませんでしたので、今定例会には計上させていただいてはおりません。12月の定例会において計上させていただきたいと思っております。管内の状況につきましては、現在特別職の公宅を所有している町村については4町村でございます。そのうち、町長が入居しているという部分については2町村、残りの2町村については、現在は職員が入居しているという状況であります。以上です。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）申し訳ございません。家賃については設定がある町村につきましては3町村です。4町村持っているうちの3町村が設定がありまして、1町村は無料ということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。その使用料を払っているというところは、町長公宅なのでしょう。それとも、職員が今入っているとおっしゃってましたんで、町長の部分はどうなっているんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）有料となっている町村、3町村ございます。そのうち、町長が入居しているのは2町村ということでありまして、町長が入居している町村につきましては、1町村は有料、1町村は無料という形であります。こちらについては、特別職の公宅ということで確認をしておりますので、特別職用の住宅ということで確認しております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。私は、やはり一応職員住宅であってもですね、公宅という特別職が入居することを前提ということでの運用でございますので、本来はやはり町長であれば当然公務が発生するわけで、私は本当は取らない、家賃は取らない方向で私は考えていましたけれども、管内状況を見ると取っているところと取っていないところということで、今回は町長の大きなそういう判断、大きな気持ちの中

で、今回自己負担するというご理解をされたということなので、今後それについては町民の皆さんもですね、評価するんじゃないかなと私は思っております。

次にですね、23ページ、8款。土木費の道路維持費の関係で工事請負、それとこれ関連しますので24ページ、道路橋りょう維持費、これの工事請負費ということで、今回これにつきましても行政報告の中で、それぞれ本当は次年度やる部分が今年度一部前倒しで実施するというございですが、この中身でございすけれども、この社会資本整備総合交付金につきましては、交付金充当率が年々下落傾向の中、過去の経済対策関連補正予算にかかる事業につきましては交付金が満額充当されており、今回も同様と想定しているというございですが、まだこれは交付率とか今現在確定していないのでしょうか。それと、これまでの交付率はどの程度だったのか。今回これを前倒しでやることによつての有利な部分をお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（横関一雄）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）只今のご質問でございすが、交付金がまだ確定していないのかというお話でございすが、確定はしてございせん。今回はあくまでも国の総額28兆円の経済対策の一環の中の、更に、防災対応の強化1兆4000億円ほどの予算の中の一環の事業ということで、私ども町としては、来年度の交付金充当率も非常に不透明な中、町の持ち出しを最小限にすべく、交付金の有利な経済対策に乗れる事業について手を挙げたというものでございまして、行政報告にもありましたとおり、過去の経済対策では、この補正予算がらみのものは交付金が満度に充当されているという経験を基にですね、今回も満額充当される、つまり今回の社会資本整備総合交付金でございすと、70%の補助率が確保できるのではということを手を挙げさせてもらったというございす。それから、交付金充当率の推移というようなお話だったと思ひすけれども、例えば本年度、既に確定してあります道路ストック事業関連の国庫補助率は、法定補助率は70%でございすが、結果として本年度今のところ40%という内示をいただいでございすので、このような傾向は来年度以降も続くということ踏まえまして、来年度の事業を今回の経済対策に乗れるものを前倒しで実施することによつて、補助金をたくさんいただけるというございす。以上でございす。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4825万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第6号、平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ59万4000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億4825万9000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。7款、国庫支出金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計59万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億4825万9000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計59万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億4825万9000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金59万4000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。平成30年度からの国保制度の一元化に伴うシステム改修経費の国庫補助金の内示に伴い、7款に国庫支出金、1項に国庫補助金、1目に国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金をそれぞれ新設し、59万4000円の追加を行うものでございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費59万4000円の追加につきましては、歳入で説明いたしましたシステム改修負担金の追加でございます。以上で国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案とおり可決されました。

日程第16 議案第7号

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第16、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、議案第7号でございます。

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6283万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第7号、平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ5万8000円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ6283万5000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計5万8000円を減額し、補正後の歳入合計額を6283万5000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計5万8000円を減額し、補正後の歳出合計額を6283万5000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者

医療保険料から5款、諸収入まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源5万8000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金5万8000円を減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5万8000円の減額につきましては、職員の管理職手当の改正の見送りにより5万8000円を減額するものでございます。

9ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号

仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第8号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。

仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について。仁木町民スキー場設置管理条例（昭和58年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鈴木教育次長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）議案第8号、仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に至った理由等について、ご説明申し上げます。昭和58年度から開設しております仁木町民スキー場は、今年度で34年目を迎え、開設以来町民の皆さまをはじめ多くの方々に利用いただいております。仁木町民スキー場の管理運営にあたりましては、設置目的に沿って施設設備の状況を十分に考慮し効率的な運営を図ってまいりましたが、リフトシーズン券につきましては、当初の料金設定において営業日数を90日と設定し、30年以上経過しております。しかし、最近10年間の営業日数につきましては、年平均66日となっていることから、シーズン券に対する割高感があり、指定管理者において割引を実施してきたところでございます。つきましては、営業設定日数を66日とすること、スキー場利用者へのサービス向上と効率的な運営がより一層図られることなどにより、町といたしましては現在の指定管理施設としての期間が平成28年度末で終了となることから、平成29年度からの施行に向けて条例改正を進めるとともに、仁木スキー連盟等関係団体の意見を聴取するなどその取扱いについて内部で協議検討した結果、現在の営業実態に合わせた規定の見直しとそれに伴うリフトシーズン券金額の引き下げなど、今回の条例改正案に至ったものでございます。内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。条文の改正につきましては、アンダーラインを引いている箇所でございます。1点目として、現在の運営方法を条例に明記すること。2点目として、より効率的な夜間運営を図ること。3点目として、リフトシーズン券金額の改定を行うこと。4点目として、その他文言の整理を行うものでございます。

はじめに、第4条第1項ただし書き中、委員会の前に、気象条件、輸送需要等によりを加えることとし、委員会が必要と認めるときの変更理由を規定するものでございます。また、同項の期間につきましては、平成17年度以前は、翌年3月下旬までの開設としておりましたが、平成18年度から現在までの運営につきましては、スキー人口の減少に伴う利用者の減少及び効率的な運営を図るため、12月23日から翌年3月第1日曜日までの開設としておりますことから、降雪時から翌年融雪時までのスキー可能な期間内とするを12月23日から翌年3月第1日曜日までのスキー可能な期間内とするに改めるものでございます。

次に、スキー場開設当初から12月31日翌年1月1日及び最終日につきましては、夜間開設をしていないことから、同条に第2項として、現在運用しております12月31日翌年1月1日及び最終日は午前9時から午後4時までとするを明記するものでございます。

次に、夜間運営につきましては、より効率的な運営を図るため、利用者が特に少ない火曜日、水曜日及び木曜日を除く開設とし、火曜日、水曜日及び木曜日のナイターを行わないことといたします。条例の規定では、同条第3項として、火曜日、水曜日及び木曜日は午前9時から午後4時までとするものでございます。なお、この改正後の規定の施行期日は、現在の指定管理期間終了後の平成29年4月1日からといたします。

次に、例年学校スキー授業終了後2月上旬の平日午前9時から午後1時までは特に利用者が少ないことから、その時間帯については開設をしておりませんので、この取り扱いについても明記することといたしますが、スキー授業の終了日が特定できないことから、同条第4項として、2月第2月曜日以降の平日は午後1時からとすることができるものとしてございます。

次に、第15条、第2項の規定につきまして、第3条で規定しております職員及び管理について、指定管理者に管理を行わせる場合の読み替え規定に適用条項の漏れがございましたので、第3条を加えるものでございます。

次ページをお開き願います。リフトシーズン券金額の改定についてでございますが、開設期間及び時間の変更に伴い、それぞれ期間及び時間が縮減されることから、別表2につきまして共通シーズン券、シーズン券、及びナイターシーズン券の使用料金額を引き下げるものでございます。現行の条例で規定しております各種シーズン券につきましては、本スキー場の開設当初時におきまして標準営業日数を90日で設定しておりますが、最近10年間の平均営業日数等を考慮し66日で設定すること。火曜日、水曜日及び木曜日並びに12月31日、1月1日及び最終日のナイター営業をしない時間、2月のスキー授業終了後の平日午後1時までの営業しない時間を差し引き、時間を計算いたしました。共通シーズン券につきましては、現行の大人、3万3900円を1万8040円に小人2万2240円を1万1770円に改め、その下の欄のシーズン券につきましては、現行の大人2万1180円を1万3320円に改め、小人を1万3770円を、8590円に改め、その下の欄のナイターシーズン券につきましては、現行の大人1万9060円を6930円に改め、小人1万2710円を4620円に改めるものでございます。附則はこの条例の施行期日を規定したものでございますが、改正後の第4条、第3項におけるナイター営業の中止の規程及び別表2の各種シーズン券の値下げの規定につきましては、現在の指定管理期間終了後の平成29年4月1日から施行するものでございます。その他の改正規定につきましては、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今回、この一般使用料の表によりますと、いろいろ改正されてございますけれども、これにより、どの程度収入を見込んでいるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）約550万円前後ということで考えております。昨年度と同程度の収入が得られるものと考えております。

○議長（横関一雄）その他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発委第1号

仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（横関一雄）日程第18、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。上村議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）それでは、規則改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の15ページです。発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）の一部を改正する規則制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出、提出者 仁木町議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

この度の規則改正に至った経緯でございますが、本特別委員会の中間報告において申し上げましたとおり、質問における時間制限及び反問付与を導入すると結論に達したことから、質問における時間制限の設定及び反問付与を規定し、併せて議会における欠席の取扱いに関し、社会情勢等を勘案し、女性議員が活躍できる環境を整備するため、出産の場合の欠席の届け出について新たな規定を追加するとともに文言の整理を行うため、会議規則の一部改正を委員会発委として提出するものでございます。

それでは、改正規則についてご説明申し上げます。別冊議案書17ページの新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行の規則、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。

第2条第2項につきましては、社会情勢等を勘案し女性議員が活躍できる環境を整備するため、出産の場合の欠席の届け出に関する規定を新たに追加するものでございます。

第8条第3項につきましては、文言の整理でございます。

第54条の2につきましては、質疑に対する反問を付与するため、条文を追加するものでございます。

第61条の2につきましては、質問における時間制限を設定するため、条文を追加するものでございます。

第62条につきましては、準用規定でございます。改正前は質問は質疑の方法及び回数制限を準用することとしておりましたが、第61条の2において質問の方法及び時間の制限を新たに規定したため、質問方法等に関する準用規定を削除し、新たに第54条の2の質疑に対する反問を準用するため、改正するものでございます。

附則は施行期日の定めであり、この規則は平成28年10月1日から施行するというものでございます。以上で、説明を終わります。ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 同意第1号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第19、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第1号でございます。

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 河井 猛は、平成28年12月13日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成28年9月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目953番地2、河井 猛氏、昭和17年3月17日生まれで、現在満74歳であります。

経歴について申し上げます。昭和35年3月に北海道立余市高等学校をご卒業され、その後家業の農業を営まれ、現在に至っております。また、平成5年4月から仁木町民生委員・児童委員、平成13年12月から平成25年11月30日まで仁木町民生委員・児童委員副会長として、地域の福祉活動にご尽力されてまいりました。また、大江中央町内会長や大江農事組合長、仁木町トマト生産組合副組合長なども歴任されております。更に、大江小学校PTA会長をはじめ、大江子供会育成会会長、仁木中学校PTA副会長など、学校教育並びに青少年の健全育成にもご尽力されてまいりました。固定資産の評価にあたっては、常に正確性・信頼性のある精度の高い評価が求められております。このようなことから、河井 猛氏は、過去8期の固定資産評価審査委員としての実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時19分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

お諮りします。本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ1時間延長し、午後6時までとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時37分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第1、会議録署名議員の指名において、7番・水田議員を指名しましたが、早退したため、追加指名します。会議録署名議員に1番・佐藤議員を指名します。

日程第20 意見案第7号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第20、意見案第7号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の18ページです。意見案第7号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、宮本幹夫議員でございます。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 意見案第8号

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第8号『返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の20ページです。意見案第8号『返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第9号

無年金者対策の推進を求める意見書

○議長（横関一雄）本日9月21日、住吉議員から提出された意見案第9号『無年金者対策の推進を求める意見書』について、本日9月21日をもって、住吉議員から撤回したいとの請求がありました。

お諮りします。仁木町議会会議規則第19条第1項の規定により、意見案第9号『無年金者対策の推進を求める意見書』の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『無年金者対策の推進を求める意見書』は、撤回を許可することに決定しました。

日程第23 意見案第10号

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第10号『有害鳥獣対策の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の24ページです。意見案第10号『有害鳥獣対策の推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『有害鳥獣対策の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『有害鳥獣対策の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第11号

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持継続を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第11号『後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持継続を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の26ページです。意見案第11号『後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持継続を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年9月21日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持継続を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持継続を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第25『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成28年11月13日、音更町で開催される北海道女性議員協議会総会へ住吉議員及び上村議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成28年11月13日の音更町での総会に、住吉議員及び上村議員を派遣することに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、

仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時50分

再 開 午後 4時51分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成28年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

先日、仁木神社の例大祭がありました。毎年この例大祭終わると夏が終わるとしみじみ感じさせられます。今年も然別神社から始まり、尾根内、長沢、女代、そして仁木神社と参加いたしました。各地域のお祭りが少ない人数ながらも地域住民の方々の手で作り上げている姿を拝見し、改めて感慨深く感じているところであります。お祭りの直会に出席した際にも出席者の皆さんにお話させていただきましたが、仁木神社の中には神人和楽という書が掲げられております。神と人間がともに和み楽しむという意味であります。お祭りには、町内外から様々な方々が参加しますので、参加者の中には当然十人十色の考えをお持ちの方がおりますが、お祭りの場ではそれぞれの主義主張は抜きにして、純粹に祭りを楽しんでいる様子がうかがえます。政治も古くから「まつりごと」と言われますが、政治の場に置きかえて考えますと、華やかなお祭りのようにはいきません。政治は、政治家それぞれが己の主義主張を唱え、それぞれが持つ理想像に向けた議論を交わします。しかし、求め方は違えども最終的に求めるものは、国や地域の発展、

国民の幸せであり同じであります。したがって、その目的にそぐわない議論を戦わせると空理空論になってしまい、結果的に何もうみだせない状況になってしまう可能性が生じますので、それは回避しなければなりません。我々の目的が町の発展、町民の幸せをもたらすことであるならば、その目的に向かい建設的に議論を深めることが町にとって前進につながると思いますので、今後におきましても議員の皆様と前向きに議論を深めて、より良い町づくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

結びに、これからの季節、次第に気温も下がり寒くなってまいります。議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、町政発展のために更に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 4時54分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年9月21日（1日間）
（開会～午前9時30分／閉会～午後4時54分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書	H28.9.21	報 告
報告第2号	平成27年度決算に基づく資金不足比率報告書	H28.9.21	報 告
報告第3号	議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）	H28.9.21	報 告
議案第1号	平成27年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H28.9.21	委員会付託
議案第2号	平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.21	委員会付託
議案第3号	平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.21	委員会付託
議案第4号	平成27年度余市郡仁木町高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.21	委員会付託
議案第5号	平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	H28.9.21	原案可決
議案第6号	平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	H28.9.21	原案可決
議案第7号	平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H28.9.21	原案可決
議案第8号	仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について	H28.9.21	原案可決
発委第1号	仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定	H28.9.21	原案可決
同意第1号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H28.9.21	同意可決
意見案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	H28.9.21	原案可決
意見案第8号	返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書	H28.9.21	原案可決
意見案第9号	無年金者対策の推進を求める意見書	H28.9.21	撤 回
意見案第10号	有害鳥獣対策の推進を求める意見書	H28.9.21	原案可決
意見案第11号	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書	H28.9.21	原案可決